

令和元年7月例会：次第（令和元年7月27日開催）

1. 会長挨拶

2. 草津市より「未来ノート」の説明

3. 報告事項

【会員の状況】 令和元年6月

(1) 入会者： ・ 鴨井 和実 先生 済生会滋賀県病院 6月1日付
・ 中條 雅子 先生 近畿健康管理センター 6月1日付
・ 山中 ^{かおる こ}薫子 先生 草津総合病院 6月7日付

退会者： ・ 多賀谷 ^{みどり}翠 先生 近江徳洲会病院 6月30日付

(2) 会員の状況（令和元年6月）

A会員：134名、 B会員：164名、 合計：298名

【総 務 部】

[総 務]

(1) 民法の一部を改正する法律の施行について

平成29年5月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月1日以降に締結される個人根保証契約に適用される旨通知があった。

例えば医療機関に患者が入院し、患者の親族等と医療機関の間で保証契約が締結された際に、その入院費用や院内で事故を起こした時の賠償額等をまとめて保証した場合等、主債務の定め方によっては個人根保証契約に該当する可能性があることから、必要に応じ、保証契約書のひな形の改定等の対応が求められるとのことである。（介護保険施設等においても同様）

詳細：法務省ホームページを参照

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

(2) 健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&Aの改正について

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行に伴う「健康増進法の一部を改正する法律の施行に関するQ&A」が作成され、今般、そのQ&Aが改正されたとのことである。改正法については、令和2年4月1日の全面施行に向けて、施設等の類型・場所に応じ段階的に施行されており、本年7月1日に第一種施設の規定にかかる改正法が施行されたところである。今回の改正法の趣旨を御理解いただき、それぞれの関係施設等が適切に対応いただくよう協力をお願いしたい。

[改正の趣旨]

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一

定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

参照：厚生労働省ホームページ

※ 健康増進法の一部を改正する法律の概要

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-11.pdf>

※ Q&A <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000525322.pdf>

(3) 令和元年度第2期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を8月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。
口座振替の会員には、8月27日(火)に指定口座から引き落としをさせていただきます。

(4) 2020年度版医師日記(手帳)の申込みについて

例年のとおり日本医師会から医師日記の斡旋案内があったので、必要な会員は下記により各地域医師会事務局まで申込みいただきたい。

- | | | | | |
|---------|---------------------|----------|---------------------------|--------|
| 1. 体裁 | 前年度と同様 | 95×160mm | 羊皮スウェード(紺色) | 透明カバー付 |
| 2. 価格 | 1冊2,100円 | 消費税込 | (今回の申込み以降個人で申請の場合は2,300円) | |
| 3. 申込 | 各地域医師会事務局へ現金を添えて申込み | | | |
| 4. 配布予定 | 令和元年12月初旬 | | | |

※医師会事務局にて取りまとめますのでご希望の先生は9月27日(金)までに事務局までご連絡ください。

(5) 福祉医療費助成事業(被用者保険分)にかかる請求事務の見直しについて

(総務資料1) p.1

(6) 第18回「杉田玄白賞」の募集について

(総務資料2) p.6

(7) 医師会主催の研修会への託児サービス併設費用補助について

(総務資料3) p.7

(8) 大津市医師会立看護専修学校 令和2年度生徒募集について

(総務資料4) p.8

(9) 滋賀県医師会役員改選について

(総務資料5) p.9

- (10) ポスターを用いた蚊媒介感染症並びにダニ媒介感染症の予防啓発及び対策の推進について (総務資料 6) p.11
- (11) 夏休みの海外渡航者に対する感染症予防啓発について (総務資料 7) p.14
- (12) 平成 31 年度(令和元年度)要保護及び準要保護児童生徒に係る医療券による治療について(依頼) (総務資料 8) p.16
- (13) 第 3 回「薬剤耐性(AMR)対策普及啓発活動表彰」の取組事例の厚生労働大臣表彰の募集について (総務資料 9) p.22
- (14) 救急病院を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知) (総務資料 10) p.26
・公立甲賀病院、甲賀市立信楽中央病院
- (15) 妊婦健康診査にかかる委託料等について(通知) (総務資料 11) p.30
- (16) 令和元年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催 産業医基礎研修会(前期研修)の開催について (総務資料 12) p.34
- (17) 滋賀県発行「難病社会資源ガイド」について (総務資料 13) p.38
データを県 HP に掲載しているので参照ください。
URL:<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryoy/15360.html>
- (18) HIV養成判定時の派遣カウンセラー制度について(お知らせ) (総務資料 14) p.40
- (19) 「びわ湖あさがおネット」における医療情報開示について(協力依頼) (総務資料 15) p.43
- (20) 日本緩和医療学会主催「緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会」のご案内 (総務資料 16) p.49
- (21) 人に感染する病気に罹患している児の乳幼児健診受診について (総務資料 17) p.54
- (22) 「教育のつどい 2019」の開催に伴う大規模な交通規制について(びわこ薬剤師会からの情報提供) (総務資料 18) p.55
8月16日(金)～18日(日)栗東芸術文化会館さきら周辺
- (23) プレミアム付き商品券取扱店の募集について(周知依頼) (総務資料 19) p.59
医療機関の取扱い可。詳細は草津市：草津市健康福祉部、栗東市：栗東市商工会。
- (23) 令和元年度医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)について
令和元年10月31日(木)14:00～16:00 栗東芸術文化会館さきら
- (24) 事務局のお盆の期間の休業について
令和元年8月14日(水)～18日(日)はお休みさせていただきます。

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医薬品の「使用上の注意」の改訂について【日医常任理事通知（法安 36）】

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00001.html

☆令和元年 6 月 4 日付け

- ① エレトリプタン臭化水素酸塩、ゾルミトリプタン、ナラトリプタン塩酸塩、リザトリプタン安息香酸塩
- ② スマトリプタン、スマトリプタンコハク酸塩(経口剤)、スマトリプタンコハク酸塩(注射剤)(アンプル)
- ③ スマトリプタンコハク酸塩(注射剤)(キット)
- ④ アベルマブ(遺伝子組換え)
- ⑤ ニボルマブ(遺伝子組換え)
- ⑥ ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)
- ⑦ バロキサビルマルボキシル

(2) 高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別））について

【日医常任理事通知（法安 43）（介 42）】

今般、同指針の各論編（療養環境別）が取りまとめられたので、詳細は厚生労働省のホームページにてご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05217.html

(3) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 151」について

2018 年に報告書で取り上げた医療安全情報

2018 年に公表した医療事故情報収集等事業 第 52 回～第 55 回報告書の「再発・類似事例の分析」で取り上げた医療安全情報のタイトルと主な事例を紹介されているのでご留意願いたい。

- ・ No. 19：未滅菌の医療材料の使用（第 52 回）
- ・ No. 71：病理診断報告書の確認忘れ（第 55 回）
- ・ No. 85：移動時のドレーン・チューブ類の偶発的な抜去（第 53 回）
- ・ No. 102：口頭指示の解釈間違い（第 55 回）
- ・ No. 104：腫瘍用薬処方時の体重間違い（第 54 回）
- ・ No. 111：パニック値の緊急連絡の遅れ（第 53 回）

☆日本医療機能評価機構「医療事故情報収集等事業」のページ

<http://www.med-safe.jp/>

[発出元：滋賀県健康医療福祉部医療政策課 令和元年 6 月 24 日付(滋医政第 683 号)]

(4) 医薬品の「使用上の注意」の改訂について【日医常任理事通知（法安 46）】

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00001.html

☆令和元年6月18日付け

- ①メトホルミン塩酸塩（1日最高投与量が2,250mgである製剤）
- ②メトホルミン塩酸塩（1日最高投与量が750mgである製剤）
- ③アナグリプチン・メトホルミン塩酸塩
- ④アログリプチン安息香酸塩・メトホルミン塩酸塩
- ⑤ピオグリタゾン塩酸塩・メトホルミン塩酸塩
- ⑥ビルダグリプチン・メトホルミン塩酸塩

（5）抗コリン作用を有する薬剤における禁忌「緑内障」等に係る添付文書の「使用上の注意」の改訂について 【日医常任理事通知（法安47）】

今般、抗コリン作用を有する薬剤における禁忌「緑内障」等に係る添付文書の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204128_00002.html

（6）ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌、悪性黒色腫、頭頸部癌、腎細胞癌、古典的ホジキンリンパ腫、胃癌及び悪性胸膜中皮腫）の一部改正について 【日医常任理事通知（地99）】

ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤の添付文書の使用上の注意が改められたことに伴い、当該ガイドラインが一部改正されたのでご留意願いたい。詳細は、医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載されているのでご確認ください。

医薬品医療機器総合機構ホームページ参照

<https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/review-information/p-drugs/0028.html>

（7）アジスロマイシン水和物点眼剤の使用に当たっての留意事項について

【日医常任理事通知（法安43）（介42）】

今般、アジスロマイシン水和物点眼剤（販売名：アジマイシン点眼液1%。以下「本剤という。」）について、適応菌種「アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、コリネバクテリウム属、インフルエンザ菌、アクネ菌」、適応症「結膜炎、眼瞼炎、麦粒腫、涙囊炎」を効能又は効果として製造販売が承認された。これに伴い、本剤の投与期間は、「用法及び用量」の欄において、結膜炎については7日間、眼瞼炎、麦粒腫及び涙囊炎については14日間とされた。

本剤の投与に当たっては、耐性菌の発現等を防ぐため、用法及び用量を遵守するよう患者に十分指導していただくなど適切な対応をいただくようご留意願いたい。

（8）麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令の公布について【日医常任理事通知（地132）】

本件は、麻薬等に関する3つの国際条約に基づき、国連事務総長による計12物質に対する対応が通告されたことにより、国内においても下記物質及びその塩類が新たに麻薬等として指定されたのでご留意願いたい。

- ①N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(シクロヘキシルメチル)—1H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
(通称：ADB-CHMINACA)
- ②N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(4—フルオロベ

- ンジル)ー1 Hーインダゾール3ーカルボキサミド及びその塩類
(通称: ADB-FUBINACA)
- ③ 2ーエチルアミノー1ー(3, 4ーメチレンジオキシフェニル)ペンタンー1ーオン及びその塩類
(通称: N-Ethylorphenylone, ephylone, bk-EPDP)
- ④ 1ー(4ーシアノブチル)ーNー(2ーフェニルプロパンー2ーイル)ー1 Hーインダゾール3ーカルボキサミド及びその塩類
(通称: CUMYL-4CN-BINACA, 4-cyano CUMYL-BUTINACA, SGT-78)
- ⑤ Nー(1ーフェネチルピペリジンー4ーイル)ーNーフェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
(通称: Cyclopropylfentanyl)
- ⑥ Nー(4ーフルオロフェニル)ーNー(1ーフェネチルピペリジンー4ーイル)ブタンアミド及びその塩類
(通称: 4-FBF, p-FBF, p-fluorobutyrylfentanyl, p-fluorobutyrylfentanyl)
- ⑦ Nー(2ーフルオロフェニル)ーNー(1ーフェネチルピペリジンー4ーイル)プロパンアミド及びその塩類
(通称: 2-Fluorofentanyl, ortho-fluorofentanyl, o-fluorofentanyl)
- ⑧ メチル=2ー[1ー(4ーフルオロベンジル)ー1 Hーインダゾール3ーカルボキサミド]ー3ーメチルブタノアート及びその塩類
(通称: FUB-AMB, MMB-FUBINACA, AMB-FUBINACA)
- ⑨ 2ーメトキシーNー(1ーフェネチルピペリジンー4ーイル)ーNーフェニルアセトアミド及びその塩類
(通称: Methoxyacetylfentanyl)
- <麻薬向精神薬原料、特定麻薬向精神薬原料に指定>
- ① メチル=2ーメチルー3ー(3, 4ーメチレンジオキシフェニル)ーオキシランー2ーカルボキシラート及びその塩類
(通称: 3, 4-MDP-2-P methyl glycidate, PMK glycidate)
- ② 2ーメチル3ー(3, 4ーメチレンジオキシフェニル)ーオキシランー2ーカルボン酸及びその塩類
(通称: 3, 4-MDP-2-P methyl glycidic acid, PMK glycidic acid)

【保 検 部】

- (1) 解散した健康保険組合の7月請求分以降の取扱いについて
【社保支払基金滋賀支部事務連絡】(県医師会報7月号30ページに掲載済)
- (2) 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について 【日医発第303号(保66)】
(概要は県医師会報7月号33~34ページに掲載済)(詳細は日医雑誌8月号に掲載予定)
- ※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>
- (3) 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について 【日医発第376号(保79)】
(概要は県医師会報8月号に掲載予定)(詳細は日医雑誌9月号に掲載予定)
- ※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
- (4) 「サイラムザ点滴静注液100mg及び同500mg」及び「リムパーザ錠100mg及び同150mg」の保険適用上の取扱いに関する留意事項の一部改正等について

【日医発第 351 号(保 71)】

(概要は県医師会報 7 月号 35 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (5) 抗 PCSK9 抗体製剤（レパーサ皮下注）に係る最適使用推進ガイドラインの改訂に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 352 号(地 123)(保 72)】

(概要は県医師会報 7 月号 36～38 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (6) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 372 号 (保 75)】

(新たに保険適用が認められた検査 -令和元年 7 月 1 日適用-)

(県医師会報 8 月号に掲載予定) (日医雑誌 9 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<http://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (7) 医療機器の保険適用について (7 月 1 日保険適用分) 及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 374 号 (保 77)】【日医事務連絡 (保 78)】

- (8) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について (新たに機能区分及び保険償還価格等が設定された医療機器-令和元年 7 月 1 日適用-) 【日医発第 373 号 (保 76)】

(日医雑誌 9 月号に掲載予定)

※厚生労働省ホームページに掲載済

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190701S0030.pdf>

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

- (9) 診療報酬請求書 (8 月提出分) の受付期間について

・ 8 月 10 日は土曜日であるが、社保、国保ともに事務所を開所してレセプトの受付を行う

※診療報酬請求書等の提出日は、請求省令により 10 日と定められているが、可能であれば 9 日以前の早期提出にご協力願いたい

- (10) 令和元年度 滋賀県後期高齢者医療被保険者証の更新について

(県医師会報 7 月号 48～49 ページに掲載済)

・ 令和元年度被保険者証の色：びわ色 (薄橙色)

・ 8 月 1 日以降にうぐいす色 (薄緑色) の被保険者証を持参した患者は保険診療を受けることができないのでご注意いただくとともに、患者に新しい被保険者証を持参するように伝えていただきたい

- (11) 滋賀県国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の一体化について

(県医師会報 7 月号 41 ページに掲載済)

・ 従来、70～74 歳の国保被保険者の方に、被保険者証と別に交付されていた「国民健康保険高齢受給者証」は、本年 8 月以降は「被保険者証兼高齢受給者証」として被保険者証と一体化したもの

- に切り変わるので、窓口においてはご留意いただきたい
- ・医療費の自己負担割合は「性別」の下に記載されている
 - ・国保連合会から送付されている患者向け周知用ポスター（A3版カラー）も掲示いただきたい

(12) 長期投与について

（県医師会報7月号42ページに掲載済）

- ・「1回14日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1回30日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で14日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方せんの備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

(13) 令和元年度 施設基準等の届出状況等の定例報告等について

（県医師会報7月号42ページに掲載済）

※該当医療機関のみ

- ・報告期限：令和元年7月31日（水）
- ・報告先、問合せ先：
近畿厚生局滋賀事務所 審査課 TEL 077-526-8114

〔その他〕

(14) 再診料に係る地域包括診療加算・認知症地域包括診療加算及び地域包括診療料・認知症地域包括診療料の施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修』の要件について

※標記施設基準にある『慢性疾患の指導に係る適切な研修^{注)}』の要件については、前回の施設基準届出時から2年毎に当該研修を受講したことを証明する書類を近畿厚生局滋賀事務所へ提出する必要があるので、前回H29年9月1日付け算定開始で届出受理されている医療機関にあってはご留意願いたい

※注) 日本医師会生涯教育制度に係る研修であり、2年間で通算20時間以上の受講が必要

20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29 認知能の障害、74 高血圧症、75 脂質異常症、76 糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修（座学）を受講しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていなければならない

☆「研修修了に関する届出」が3回目以降となる医療機関は、平成30年7月10日付け「疑義解釈資料（その5）」の間4も確認のこと

★研修要件を満たせない場合は辞退の届出を提出する

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国北キブ州およびイツリ州の両州において2,000名を超える患者が発生し、令和元年6月11日、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国においても確認されたと発表されたことから、厚生労働省から情報提供ならびに周知方依頼の連絡があった。

本連絡では、医療機関に対して、発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州およびイツリ州ならびにウガンダ共和国カセセ県に渡航された方が受診した場合には、エボラ出血熱を念頭に

置いた診療を行うようお願いしているので留意願いたい。

(2) 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る
協力依頼について (公衆衛生資料 1) p. 69

(3) 風しんの追加的対策に係る手引き (第3版) について

標記、手引きが改正されましたので、厚生労働省および日本医師会のホームページで確認をお願いいたします。

主な改正点

【手引き】

1. 年度途中で集合契約に参加した実施機関における抗体検査および定期接種の実施可能日、請求可能時期 (P8)

実施可能日：当該施設が委任状を提出した日以降であれば、クーポン券を活用した抗体検査および定期接種を実施できる。

請求可能時期：厚生労働省HPに実施機関として掲載されたことを確認後、請求を行う。

2. 委任状に記載した内容に変更が生じた場合の情報更新 (P8)

スムーズな請求・支払を可能とするため、医療機関コードまたは受託範囲等、届出内容に変更が生じた場合、以下の要領によりその旨を届け出る必要がある。

(1) 変更が生じた場合、医療機関は、随時、その旨を郡市区医師会等に連絡する。

※連絡方法は地域ごとの運用で構わない。

(2) 郡市区医師会、都道府県医師会等は、当該施設の情報を日本医師会に連絡する。

3. 医療機関コードを有していない施設の集合契約の参加方法 (P17)

(1) 老健施設や企業内医務室など、医療機関コードを有していない施設は、委任状の医療機関コード欄にその旨を明記した上で、とりまとめ団体に委任状を提出する。

(2) 郡市区医師会、都道府県医師会は、日本医師会に提出する実施機関一覧表の医療機関コード欄に「医療機関コードなし」と記載する。

(3) 国保中央会によりコード採番後、所在地の国保連合会より当該施設に10桁コードの通知がなされる。

(4) 当該施設より国保連合会に必要書類を提出することにより、本集合契約に係る請求・支払が可能となる。

4. 風しんの抗体検査を行わない場合の受診票の取扱い (P21)

平成26年4月1日以降の抗体検査の結果、抗体陰性であることが確認できた場合又は何らかの事情により抗体検査を実施しない場合は、受診票の作成、送付は不要である。

5. 集合契約における定期接種に使用するワクチン (P29)

集合契約においてはMRワクチンのみを使用する。また、風しん単独ワクチンを使用して定期接種を行う(行った)場合は、予め請求先市区町村に相談する。

6. Q&A (P43~53) の修正、追加

厚生労働省 (医療機関・健診機関向け手引き)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

日本医師会

<http://www.med.or.jp/doctor/kansen/rubella/008503.html>

【産業保健部】

[産業保健]

(1) 事業場における労働者の健康情報等の取扱いについて

厚生労働省が平成 31 年 3 月に「事業場における労働者の健康情報等の取扱い規程を策定するための手引き」を作成したので、活用されたい。

※厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497966.pdf>

(2) 「医師看護師等の宿日直許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」等について

宿日直許可基準および研鑽に係る労働時間について、本年 3 月に取りまとめられた「医師の働き方改革に関する検討会報告書」を踏まえ、その考え方が示された。

宿日直については、特殊の処置を必要としない軽度または短時間の業務として、(1)医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や看護師等に対する指示、確認を行うこと、(2)医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと、といった具体的例示が示された。更に、宿日直の許可は、一つの病院、診療所等において、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って与えることができる、とされている。

研鑽については、医師の自主性を重視しつつも、研鑽かどうかの判断が適切に行われるよう、(1)一般診療における新たな知識、技能の習得のための学習、(2)博士の学位を取得するための研究及び論文作成や、専門医を取得するための症例研究や論文作成、(3)手技を向上させるための手術の見学、といった類型を示し、それぞれの判断基準を明確にしている。また、その適切な運用確保のため、医療機関ごとに、研鑽に対する考え方、労働に該当しない研鑽を行うために所定労働時間外に在院する場合の手續、労働に該当しない研鑽を行う場合には診療体制に含めない等の取扱いを明確化し、書面等に示すこととされている。

参考

① 医師、看護師等の宿日直許可基準について

(基発 0701 第 8 号 厚生労働省労働基準局長発都道府県労働局長宛文書)

② 医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について

(基発 0701 第 9 号 厚生労働省労働基準局長発都道府県労働局長宛文書)

③ 医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について

(基監発 0701 第 1 号 厚生労働省労働基準監督課長発都道府県労働基準部長宛文書)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000526011.pdf>

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 5. 講演会・研修会等のご案内 | (総務資料 20) p. 76 |
| 6. 当医師会 8 月の行事予定表 | (総務資料 21) p. 78 |
| 7. 7 月以降の行事予定表 | (総務資料 22) p. 79 |

☆☆☆ 医協連絡事項 ☆☆☆

1. 「休業補償保険」の更新および新規加入のご案内

万一の就業不能に備える保険として、多くの先生方にご加入いただいております休業補償保険制度（団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・休業損失補償保険・従業員休業補償）が10月1日に満期更新を迎えます。8月下旬に、「新規加入のご案内」・「更新のご案内」を郵送にてご案内いたします。

また、昨年、甚大な被害を及ぼした自然災害による休診時の備えもあわせてご検討ください。

内容につきましては、医協ニュース7月号にて掲載しておりますのでご確認ください。

2. 海外旅行保険のご案内

海外旅行をご予定の方は、海外旅行保険のお申込みもお忘れのないようにご準備ください。

海外旅行保険は、病気やケガによる治療費だけでなく、持ち物の盗難、航空機の遅延・欠航時における交通費や宿泊費など幅広い補償があります。お申込みもネットで簡単にご加入いただけます。

医協HPの「新・海外旅行保険 インターネットサービス」をご確認ください。

3. おまとめDM「医師協スクエア」のご案内

お得な情報満載の情報発信ツール「医師協スクエア」を7月末にお届けいたします。キャンペーンのご案内やご好評をいただいております一般雑誌の定期購読、カーライフサポートのご案内など組合員にとってメリットとなる情報をお届けしております。ぜひこの機会にご利用下さい。

4. 事務局休業のお知らせ

この期間は電話受付等、全ての業務をお休みとさせていただきます。

休業期間：令和元年8月10日（土）～8月18日（日）

「医療用品カタログ GooDs」の取扱いについて

ご注文日	受付日
令和元年8月9日（金）15時まで	通常受付（当日受付）
令和元年8月9日（金）15時以降～8月18日（日）	令和元年8月19日（月）受付
令和元年8月19日（月）から	通常受付

- ・WEB注文は連休期間にかかわらず通常どおりご注文いただけます。
- ・その他消耗品（用紙類含む）については、令和元年8月7日（水）までにご注文ください。

★資料は草津栗東医師会ホームページ会員ページに掲載

A会員：各自個別のID、パスワード

B会員：ID:kusakuri パスワード:kusakuri2016

福祉医療助成事業にかかる 請求事務の見直しについて

令和元年7月

滋賀県健康医療福祉部医療保険課

福祉医療助成事業にかかる請求事務の見直し(概要)

被用者保険分の福祉医療費審査支払業務を 社会保険診療報酬支払基金に委託替え

県内19市町で統一して、

福祉医療助成事業にかかる請求事務を次のとおり変更することを検討

(早ければ令和2年(2020年)10月から委託替え)

・国民健康保険

<現状>

<今回見直し>

本体レセプト }
福祉医療費 } →

国民健康保険
団体連合会

変更なし

・被用者保険

本体レセプト →
福祉医療費 →

社会保険診療
報酬支払基金

国民健康保険
団体連合会

本体レセプト }
福祉医療費 } →

社会保険診療
報酬支払基金

連名簿作成の事務負担がなくなることから、請求事務費の見直しをお願いしたい。

※ 平成12年の福祉医療費審査支払事務の委託当時は、支払基金では地方単独事業の取扱ができなかったため、国保連に委託。

福祉医療助成事業にかかる請求事務の見直し(目的)

医療機関・薬局等:

【現状】 被用者保険分の福祉医療費の請求にあたり、連名簿を作成。請求事務費の収入はあるが、事務負担が生じている。

→ 1枚のレセプトで請求でき、連名簿作成事務が不要となる。

受給者:

【現状】 福祉医療費の受給後、重ねて被用者保険の保険者から高額療養費が支給された場合、福祉医療費を返還する必要がある。受給者にとって複雑で手間のかかる手続。

→ 支払基金で高額療養費と福祉医療費の審査を行うことから二重払いが生じない。

県・市町:

【現状】 被用者保険の保険者から受給者に高額療養費が支給されたことを適時に把握できないため、本来高額療養費で支払われる部分まで福祉医療費で支出してしまう。

→ 高額療養費と福祉医療費の二重払いの請求事務が軽減できる。

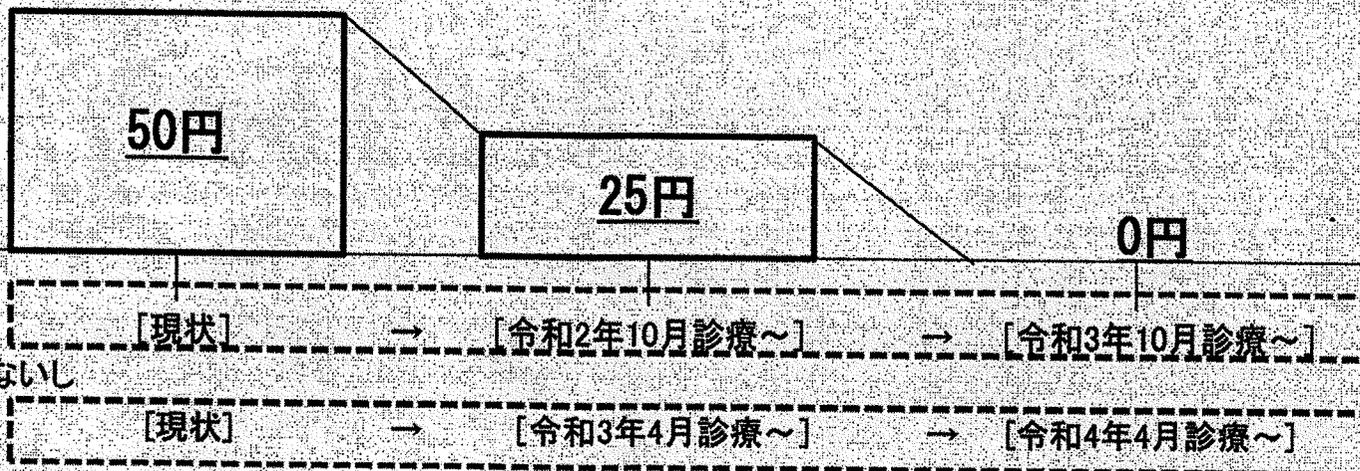
全国では支払基金へ1都1道2府32県で何らかの福祉医療費の審査支払事務を委託済み。滋賀県を含む11県で未受託。

請求事務費の見直しについて

- ・医療機関等にとって、被用者保険分の福祉医療費の請求にあたり連名簿を作成する必要がなくなり事務負担が軽減。
- ・請求事務費の取扱いは、近畿府県においては滋賀県のみ。

請求事務費の段階的な廃止をお願いしたい

請求事務費の見直し(案)



※ 今回見直しによるその他の影響

市町・県： 審査支払事務の委託手数料は、国保連より支払基金が高く、委託料予算は増加する

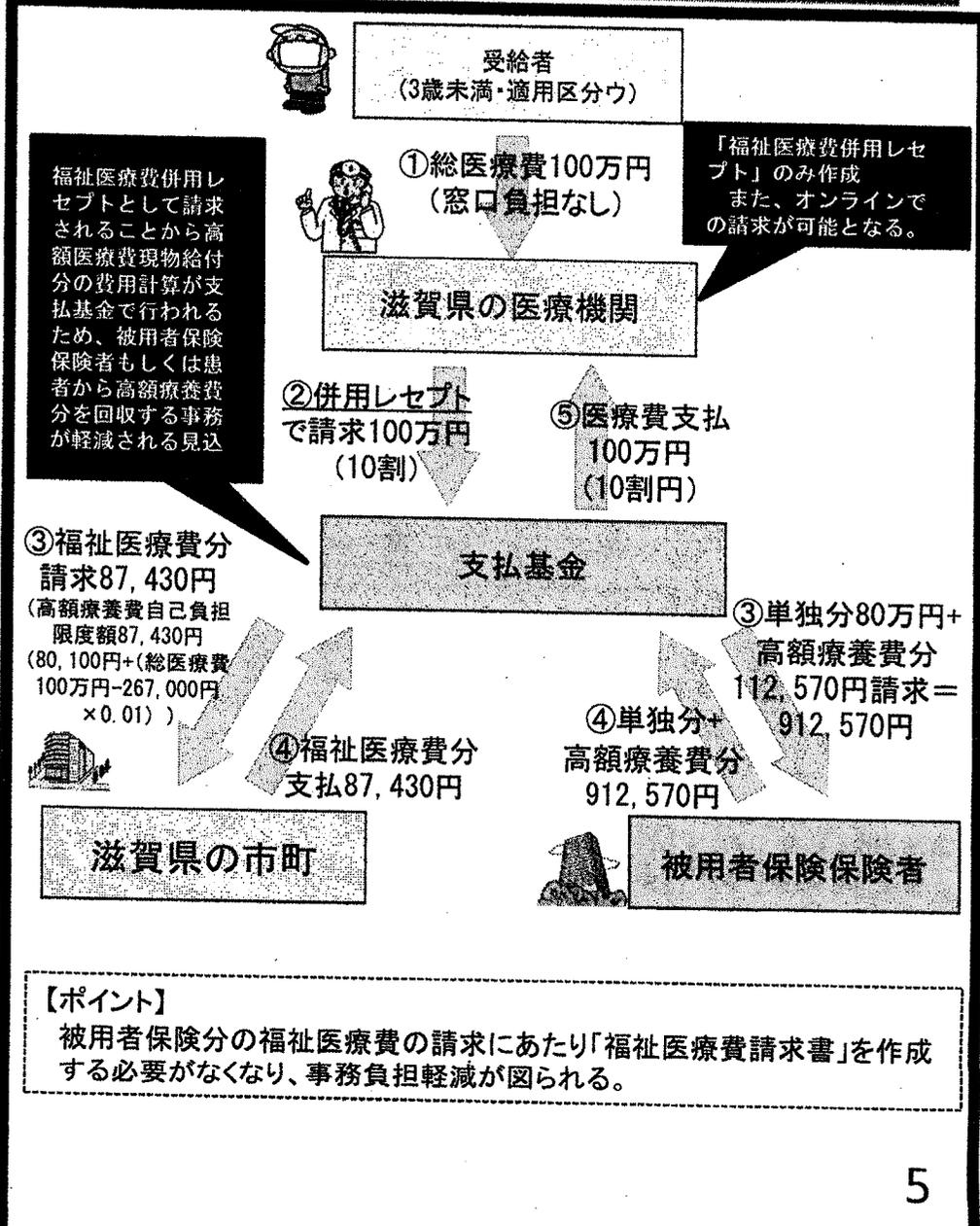
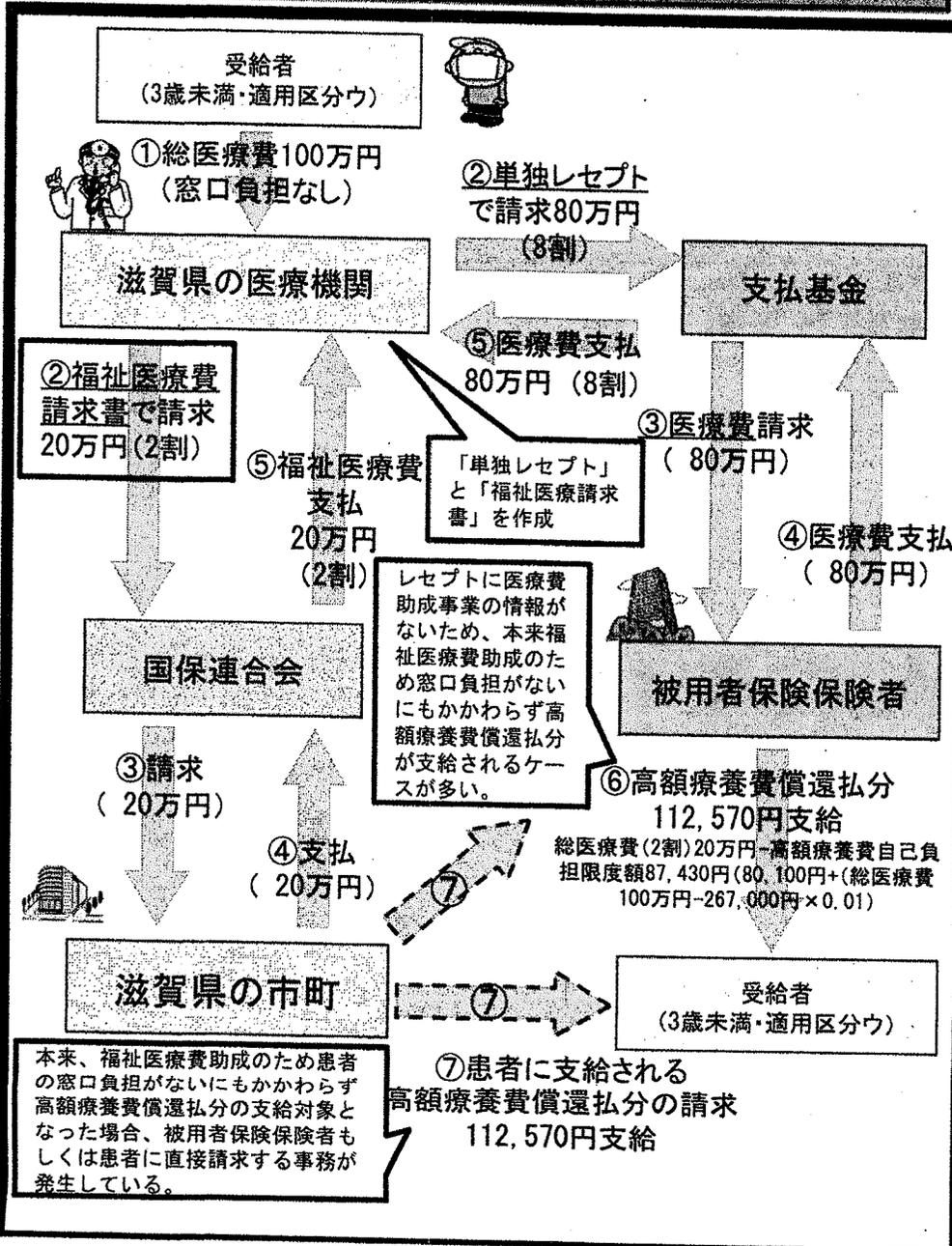
国保連： 審査支払事務の委託料収入減少

被用者保険に係る福祉医療費助成事業の流れ 例：3歳未満の入院外(自己負担無)の場合

資料

【現行】「被用者保険単独レセプト」と「福祉医療費請求書」による請求

【検討中の案】「福祉医療費分を被用者保険併用レセプト」として請求



【ポイント】
被用者保険分の福祉医療費の請求にあたり「福祉医療費請求書」を作成する必要がなくなり、事務負担軽減が図られる。

5

5

第18回「杉田玄白賞」募集要項

- ☆趣旨 若狭小浜には、奈良時代から宮廷に食材を提供した全国でも数少ない「御食国」(みけつくに)としての歴史と伝統があります。その長い歴史の中で多くの偉人・先覚者を輩出しており、中でも小浜藩医であった杉田玄白先生は、わが国最初の本格的な医学解剖書である「解体新書」を発刊し医学の進歩に大きな足跡を残されると同時に、「医食同源」の思想を展開されました。
小浜が誇る郷土の偉人、杉田玄白先生の功績にふさわしい進歩的な取組や研究の中から功績顕著な人や団体を表彰します。
- ☆主催 小浜市
- ☆対象
1. 「食と医療」に関する進歩的な取組・研究を行い、実績をあげている個人または団体
 2. 「食と健康増進」に関する進歩的な取組・研究を行い、実績をあげている個人または団体
 3. 「食育と地域活動」に関する進歩的な取組を行い、実績をあげている個人または団体
- ☆応募
- ・規定の用紙(杉田玄白賞申請書)を使用してください。
 - ・論文リスト(著書名全員の名前を発表順に記載し、申請者には下線を付すこと)と、リスト内資料5編以内で各11部、あるいは審査に有用と考えられる活動資料5編以内で各11部のどちらかの資料を添付してください。
 - ・再応募の場合は、前回は応募からの変更・改善点を明記してください。
 - ・応募者の申請内容は、主催者に帰属するものとします。
 - ・申請用紙は、小浜市のホームページからダウンロードできます。
- URL <http://www1.city.obama.fukui.jp/>
- 小浜市公式ホームページ⇒観光・歴史・文化⇒歴史⇒杉田玄白賞**
- 〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3 小浜市教育委員会文化課
- TEL 0770-64-6034
- FAX 0770-52-3223
- E-Mail rekishi@city.obama.fukui.jp
- 
- ☆日程
- ・募集開始 令和元年 7月8日(月)
 - ・締切日 令和元年 8月9日(金)…当日消印有効
 - ・審査 令和元年10月下旬(予定)
 - ・表彰・講演会 令和元年12月14日(土)
- ☆審査
- ・令和元年10月下旬に開催予定の審査委員会において行う予定です。
 - ・審査結果につきましては、応募者に通知します。
- ☆表彰
- ・杉田玄白賞[表彰状及び賞金50万円]
(奨励賞 申請内容により検討[表彰状及び賞金10万円])
 - ・受賞者には、表彰式の際に取組・研究についてのご講演をお願いします。

医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助について

(要旨) 各地域の医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会等に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の医師に対して学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援を行います。

1. 対象 都道府県医師会または郡市区医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会、講演会等（但し、「医学生研修医等をサポートするための会」、「女性医師の勤務環境の整備に関する病院長、病院開設者・管理者等への講習会」、「地域における女性医師支援懇談会」を除きます。）
 - 郡市医師会が主催し、営利団体等が共催する場合につきましても対象です。
 - 郡市医師会の会務運営に資する会議（会内委員会等）において出席者のために託児サービスを併設した場合は補助の対象になりません（厚生労働省に照会し確認）。

2. 期間 2019年4月～2020年2月実施分

3. 補助額 託児サービス併設に係る費用について、滋賀県全体で30万円を限度として実費を補助いたします。
 - 他の補助金・協賛金等がある場合には、本費用補助と重複しないようご注意ください。
 - 託児サービスを提供する場所として貴医師会館を利用した場合、会場費は補助の対象にはなりません。

4. 申請方法 滋賀県医師会が管内の郡市医師会開催分をとりまとめ日本医師会に申請しますので、申請書（別紙1）および支出明細（別紙2）に領収書の写しを添付して申請してください。

なお、締め切りは2019年4月～11月実施分を2019年12月6日（必着）、それ以降の実施された分については、2020年2月28日（必着）とします。

[担当]

滋賀県医師会 女性医師支援担当：益本、井上
 電話 077-514-8711 FAX 077-552-9933

大津市医師会立 看護専修学校 生徒募集

編修 准看護師養成2年制 昼間定特別

令和2年度(第33期生)
生徒募集要項



生徒 看護

本校は、地域医療の向上と発展のため、特にプライマリ・ケアを担う医療機関の准看護師を養成することを目的として、昭和63年4月に設置された専修学校です。開校以来多くの卒業生が各方面で、活躍しています。

募集人員 30名(推薦含む) 男女共学 男子若干名

受験資格 中学校卒業以上
または令和2年3月中学校卒業見込みの者
心身ともに健康である者

願書受付期間 令和2年1月6日(月)~17日(金)
(必着)

入学試験日 令和2年1月26日(日)

試験科目 学科試験(国語)、面接

その他 大津市医師会会員もしくは滋賀県内の医師会会員が推薦する者、
または高等学校が推薦する者を対象とした推薦入学試験があります。(12月に実施)

出願書類が必要な方は、本校まで請求してください(送料無料)



公益社団法人大津市医師会

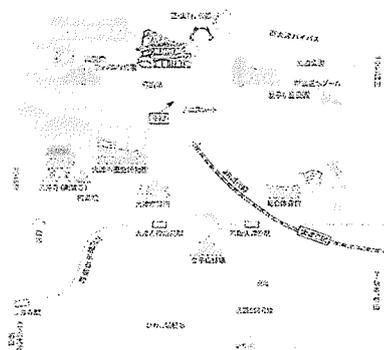
大津市医師会立看護専修学校

〒520-0036 大津市園城寺町字常在寺233-5

TEL.077-526-2059

E-mail:nurse@otsu.shiga.med.or.jp

ホームページ: [大津市医師会立看護専修学校](http://www.otsu-shiga-med.or.jp)





滋医発第 112 号
令和元年 6 月 27 日

各 地域職域医師会長 様

一般社団法人滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一
[公 印 省 略]

滋賀県医師会役員の改選について

謹啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本会の運営に対しご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過日開催の第 214 回滋賀県医師会定例代議員会において、役員を選出いたしましたので、別紙のとおりご通知申し上げます。

なお、任期は 2019 年 6 月 20 日から 2021 年 6 月に開催する定例代議員会の終結の時までとなります。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

滋賀県医師会役員名簿

(任期：2019年6月20日～2021年6月の定例代議員会)

役職名	新・再	氏名	郵便番号	自宅住所又は医療機関所在地	電話番号
会長	再	越智 眞一	520-0242	大津市本堅田四丁目16-6-206	077-574-1850
副会長	再	小西 眞	523-0891	近江八幡市鷹飼町1513	0748-33-3322
〃	再	高橋 健太郎	520-2192	大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学医学部附属病院	077-548-2111
理事	再	岡本 元純	520-0580	大津市和邇中298 大津赤十字志賀病院	077-594-8777
〃	再	木村 隆	520-0833	大津市晴嵐一丁目18-3	077-537-0501
〃	再	麻生 伸一	520-0044	大津市京町二丁目1-24	077-510-6580
〃	再	福田 正悟	524-0065	守山市山賀町字灰塚1018	077-585-6650
〃	再	樋上 雅一	520-3031	栗東市糺五丁目1-34	077-552-6617
〃	新	森田 豊	520-1822	高島市マキノ町新保1097 医療法人 マキノ病院	0740-27-0099
〃	再	本多 朋仁	520-1512	高島市新旭町旭1069-2	0740-25-4123
〃	再	中村 隆志	520-3046	栗東市大橋二丁目4-1 社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院	077-552-1221
〃	再	重永 博	520-0043	大津市中央二丁目3-16	077-525-2255
〃	再	木築 野百合	520-3012	栗東市岡195-1	077-553-8051
〃	再	西島 節子	522-8539	彦根市八坂町1882 彦根市立病院	0749-22-6050
〃	再	堀出 直樹	520-2353	野洲市久野部1-15	077-587-1601
監事	再	橋本 修	526-0111	長浜市川道町611	0749-72-3668
〃	新	河村 英生	529-1644	蒲生郡日野町内池372	0748-52-0072
〃	新	中山 久司	520-0844	大津市国分一丁目11-18	077-537-0408

事務連絡
令和元年(2019年)7月3日

一般社団法人滋賀県医師会 }
県内各地域医師会 } 御中
一般社団法人滋賀県病院協会 }

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

ポスターを用いた蚊媒介感染症ならびにダニ媒介感染症の予防啓発
および対策の推進について

標記について、別紙のとおり厚生労働省から連絡がありましたので御承知いた
だくとともに関係者への周知をお願いします。

なお、印刷したポスターの配布は行われませんので、以下の厚生労働省のウェ
ブサイトからダウンロードして、ご活用いただきますようお願いいたします。

【ダニ媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

【蚊媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>

担当

感染症対策係

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

事 務 連 絡

令和元年6月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ポスターを用いた蚊媒介感染症並びにダニ媒介感染症の予防啓発及び対策の推進について

気温が高くなる夏には肌の露出が増え、病原体を媒介する蚊やダニに刺されたり咬まれたりすることが予想されます。

今般、厚生労働省では、別添のとおり、蚊媒介感染症並びにダニ媒介感染症の予防啓発及び対策の推進のためのポスターを作成しました。

つきましては、貴庁舎をはじめ、保健所、管内市町村、関係機関、関係団体等への配布、ホームページや広報誌への掲載等を通じて、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、印刷したポスターの配布は行いませんので、以下の厚生労働省のウェブサイトからダウンロードして、ご活用いただきますようお願いいたします。

【ダニ媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

【蚊媒介感染症予防啓発ポスター】

掲載 URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>

問合せ先：担当 長谷川 山田 電話：03-5253-1111（内線 2384、2387）



蚊やダニは病気を待っているものもあり、咬まれないことが大切

肌を露出させないで過ごす

蚊やダニの侵入を防ぐ

～ツレツレの週末は備えよう～

肌を露出させないで過ごす

～ツレツレの週末は備えよう～

蚊やダニは病気を待っているものもあり、咬まれないことが大切

【ダニが媒介する感染症】重症熱性血小板減少症候群(SFTS)・ダニ媒介脳炎・日本紅斑熱・つつが虫病・ライム病 など
 【蚊が媒介する感染症】日本脳炎・デング熱・チクングニヤ熱・ジカウイルス感染症 など

蚊・ダニに咬まれないポイント

蚊・ダニ共通対策

- 肌の露出を少なくする
長袖・長ズボンを着用する
足を完全に覆う靴を履く(サンダルなどは避ける)
- 明るい色の服を着る
- 虫除け剤を使用する

ダニ対策

- 帽子・手袋を着用し、首にタオルを巻くなど
- シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中に入れる
- ※野外活動後は入浴し、ダニに咬まれていないか確認しましょう。特に、首、耳、わきの下、足の付け根、手首、膝の裏などに注意しましょう。



蚊媒介感染症
厚生労働省



ダニ媒介感染症
厚生労働省



※各地域のダニ媒介感染症の状況については各自自治体HPも参照してください。

事 務 連 絡
令和元年(2019年)7月3日

一般社団法人滋賀県医師会
県内各地域医師会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

夏休みの海外渡航者に対する感染症予防啓発について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありましたので御承知いただくとともに関係者への周知をお願いします。

「海外での感染症予防について」

■厚生労働省ホームページ(海外渡航者向けポスター・リーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kan_senshou18/index_00003.html

■厚生労働省ホームページ(FORTH)

<https://www.forth.go.jp/news/20190409.html>

担当

感染症対策係

TEL 077-528-3632

FAX 077-528-4863

Mail eh0003@pref.shiga.lg.jp

事務連絡
令和元年7月1日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

夏休みの海外渡航者に対する感染症予防啓発について（協力依頼）

平素より感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

例年7月以降、夏休みを利用して海外へ渡航される方が増えることが予想されます。

海外においては依然として、我が国に存在しない感染症や我が国における発生よりも高い頻度で発生している感染症が報告されており、海外に滞在している間にこれらに感染することを防止するためには、その予防方法等の情報を海外渡航者に対して提供することが重要です。

このため、厚生労働省では、ポスターやリーフレットを用いた海外で発生している感染症の予防に関する注意喚起を各検疫所で実施するとともに、下記ホームページにおいて国民向けに情報提供を行っております。

つきましては、各自治体におかれましても、広く周知いただきますようお願いします。また、貴管下の保健所等に帰国者からの健康相談や、医療機関や検疫所から感染を疑う者について連絡があった場合、適切な対応及び御協力の程よろしくお願いします。

記

「海外での感染症予防について」

■厚生労働省ホームページ（海外渡航者向けポスター・リーフレット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00003.html

■厚生労働省ホームページ（FORTH）

<https://www.forth.go.jp/news/20190409.html>



草教委教学発第1374号
令和元年7月3日

一般社団法人
草津栗東医師会 会長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

平成31年度（令和元年度）要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について（依頼）

盛夏の候、あなた様におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育行政に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護家庭等の経済的困窮世帯の児童生徒が、学校における健康診断で特定の疾病に罹っていると認められた場合、学校保健安全法第24条第1号および同法施行令第8条の規定に基づき、市が当該疾病にかかる治療費について必要な援助を行っております。

具体的な援助方法としては、まず市教育委員会が治療を要する児童生徒に対し、医療券を発行いたします。次に当該児童生徒は、当医療券を各医療機関に提示することで自己負担なしで治療を受け、当該治療の終了後、市は各医療機関から当医療券にかかる医療費の請求を受け、支払うこととなっております。

詳細については、下記のとおりですので、趣旨御理解のうえ、会員各位に御周知いただくとともに、本事業の円滑な実施について御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

※ 医療券（様式1）を提示し治療を希望する児童生徒について、次の要領により、治療及び診療報酬の請求を行っていただくようお願いいたします。

1. 保護者（児童生徒）から医療券が提出された際、医療券の上部の『保護者』欄は、保護者が記入、押印することになっておりますが、記載漏れがないか確認してください。
2. 医療券で治療できる疾病の範囲は、学校保健法施行令第8条に定める疾病に限りまので、保険診療の対象となる治療のみ、医療券の対象としてください。

【対象となる疾病】 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で次のもの

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び濃痂疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯
- (6) 寄生虫（虫卵保有を含む。）予防的見地から薬品を投与することは対象外

3. 要保護児童生徒（医療券に記載）の場合、生活保護法による医療扶助で治療が受けられますが、上記2の学校病の治療については、この医療券が優先されます。該当児童生徒の場合は、保険負担額が異なりますので御注意ください。
4. 医療券の有効期限を11月30日としていますので、有効期限内に治療が完了するよう御協力をお願いします。
5. 治療完了後は、速やかに下記の対応をお願いします。
 - ①医療券（様式1）の【診療報酬請求明細】欄、医療機関名及び所在地、院（所）長名等について記載押印し、診療報酬請求書（様式3）に必要事項を記載、押印いただき、草津市教育委員会事務局 学校教育課まで必ず直接送付してください。
（治療が完治した時点で、期限まで保管せず、速やかに請求願います。）
 - ②保護者に対する通知（様式2）の下記欄に治療完了の証明を行っていただき、保護者（児童生徒）へ渡してください。
 - ③薬剤について、院外処方される場合は、調剤報酬請求書（様式4）を薬局に渡すよう保護者に伝えてください。
6. 治療費の支払いにつきましては、診療報酬請求明細および請求書の内容についての確認が出来次第、指定された口座へ振り込みいたします。
7. 参考までに、関係様式を添付させていただきます。
 - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）
 - 保護者に対する通知（様式2）
 - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書 医師用（様式3）
 - 要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書 薬局用（様式4）

（お問合せおよび医療券・請求書の送付先）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市教育委員会事務局学校教育課 TEL077-561-2421（直通）

要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名	草津市教育委員会		学校名	小学校
			所在地	滋賀県草津市

交付第 令和元年 月 日	号 (自) 令和元年 月 日 (至) 令和元年 月 日	保護の 取り扱い	準要保護		
受療者	児童 生徒名	生年月日	平成 年 月 日		
		学 年	第 学年		
保護者	住所 氏 名	滋賀県草津市			
		印	保険 有無	有 無	

医療機関の方へ

- ※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市教育委員会学校教育課へ 月末までにご請求ください。
- ※ ご不明な点は、学校教育課 (Tel.077-561-2421) までご連絡ください。
- ※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、四捨五入せずにご記入ください。

診療報酬請求明細				
内 容	実施歯科	合計点数	診療総額	円
初診料及び再診料		点	社会保険負担の有・無 割 (健保・国保・共済・その他)	円
金合金インレー	歯	点		
銀合金インレー	歯	点		
処 置 料	歯	点		
乳 歯 抜 歯 料	歯	点		
そ の 他		点		
計	歯	点	差引請求額	円

令和 年 月 日

医療機関名及び所在地
院 (所) 長名

印

(様式3)

(医師用)

請求額		円	
口座振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所
	預金種目	1. 普通	2. 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	預金者名義		

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書

草津市長 様

令和 年 月 日

〒

指定医療機関の所在地

指定医療機関の名称

院 (所) 長 名

印

下記のとおり請求します。

(様式4)

(薬局用)

要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書				
草津市長 様				
令和 年 月 日				
〒				
所在地				
名称				
代表者				
Ⓜ				
下記のとおり請求します。				
受療者	学校名		児童生徒氏名	
受診医療機関名				
調剤総額				円
社会保険料または国民健康保険負担額				円
差引請求額				円
口座振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	預金者名義			

事 務 連 絡
令和元年(2019年)7月4日

一般社団法人滋賀県医師会
県内各地域医師会
一般社団法人滋賀県病院協会 } 様

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課

第3回『薬剤耐性(AMR)対策普及啓発活動表彰』の取組事例の
厚生労働大臣表彰の募集について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課から連絡がありましたので御承知いただくとともに関係者への周知をお願いします。

担当
感染症対策係
TEL 077-528-3632
FAX 077-528-4863
Mail eh0003@pref.shiga.lg.jp

第3回『薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰』の取組事例の 厚生労働大臣表彰の募集について

令和元年6月28日

厚生労働省健康局結核感染症課

このたび内閣官房国際感染症対策室において、第3回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰の募集が開始されます。

薬剤耐性（AMR）対策の普及啓発活動に取り組んでいる個人または団体を対象に、4つの部門（国民部門、医療部門、研究・教育部門、動物部門）で表彰が行われます。厚生労働大臣賞は、医療部門（患者・医療従事者への普及啓発の取組）における応募者から審査の結果にて授与されます。

応募方法等、詳しくは下記の募集サイトからご確認ください。自薦、他薦は問いません。薬剤耐性（AMR）対策における先進的な取り組みや、多くの国民または医療、看護、介護等、多くの分野に広がるような取り組みを行っている方々からの、多数のご応募をお待ちしております。

募集期間	令和元年7月1日（月）～7月31日（水）
審査結果発表	令和元年10月頃
表彰式	令和元年11月頃

第3回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰の取組事例の募集について

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infection/event/amrform2019.html>

第3回 薬剤耐性(AMR)対策 普及啓発活動表彰

★ 薬剤耐性(AMR)対策の普及啓発活動の取組事例
を広く募集し、優良事例を表彰(*)します!

(*)文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞、「薬剤耐性へらそう!」応援大使賞(JOYさん、篠田麻里子さん)を予定!

みんなで取り組もう
薬剤耐性問題

日本科学未来館館長
薬剤耐性(AMR)対策推進
国民啓発会議議長
毛利 衛さん

「薬剤耐性へらそう!」応援大使
(左から)JOYさん、篠田麻里子さん



応募期間

令和元年 7月1日(月) ~ 7月31日(水) 17時まで

募集要綱

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infection/event/amrform2019.html>



問合せ先

内閣官房国際感染症対策調整室
TEL : 03-6257-1308

第1回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰

〈開催日：平成29年6月26日（月）〉

〈詳細はこちら！〉

■ 薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞

▶ 青森県感染対策協議会（AICON） ▶ Smile Future JAPAN

■ 文部科学大臣賞

▶ 東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野 ▶ 兵庫県立兵庫高等学校

▶ 佐賀大学医学部附属病院感染制御部 ▶ まえだ耳鼻咽喉科クリニック

■ 農林水産大臣賞

▶ 動物用抗菌剤研究会 ▶ 一般社団法人日本養豚開業獣医師協会

■ 「薬剤耐性へらそう！」応援大使賞

JOYさん

▶ 静岡県立こども病院 Shizuoka Antimicrobial Team（SAT）

▶ 新潟大学大学院医歯学総合研究科 微生物感染症学分野 教授 寺尾 豊

篠田麻里子さん

▶ 日本ベクトン・ディッキンソン株式会社 ▶ さっぽろ獣医師会



第2回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰

〈開催日：平成30年11月5日（月）〉

〈詳細はこちら！〉

■ 薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞

▶ 秋田県感染対策協議会

■ 文部科学大臣賞

▶ 中央大学全学連携教育環境プログラム西川ゼミの薬剤耐性菌に関する取り組み

▶ 特定非営利活動法人EBIC研究会

■ 農林水産大臣賞

▶ 大分県農林水産研究指導センター水産研究部

■ 「薬剤耐性へらそう！」応援大使賞

JOYさん

▶ つながる ひろがる 子どもの救急

篠田麻里子さん

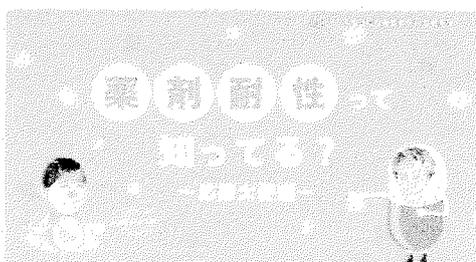
▶ 神戸大学医学部附属病院 抗菌薬適正使用支援（Big Gun）プロジェクトチーム



内閣官房では、国民の皆さんに薬剤耐性（AMR）対策についてもっと知ってもらうために、以下の普及啓発活動を行っています。

内閣官房国際感染症対策調整室 YouTube チャンネル

JOYさん、篠田麻里子さんが出演中！



内閣官房国際感染症対策調整室Twitter

国際感染症
対策調整室

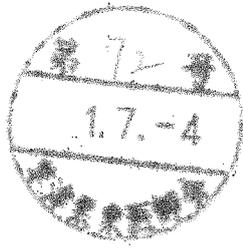


クイズも出題中！
フォローよろしく！

政府広報オンライン「薬剤耐性」



わかりやすいよ！
読んでみてね！



滋 医 政 第 680 号
令和元年(2019年)6月21日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各地域医師会長
各消防本部(局)消防長
大津市保健所長
各保健所長
滋賀県警察本部生活安全部地域課長
防災危機管理局長

様

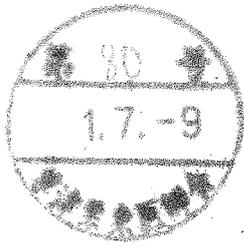
滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

公立甲賀病院
甲賀市水口町松尾1256番地



滋 医 政 第 7 4 7 号
令和元年(2019年)6月28日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各地域医師会長
各消防本部(局)消防長
大津市保健所長
各保健所長
滋賀県警察本部生活安全部地域課長
防災危機管理局長

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

甲賀市立信楽中央病院
甲賀市信楽町長野 473 番地

滋賀県告示第37号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和元年6月21日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
公立甲賀病院	地方独立行政法人公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256番地	令和4.3.31

公 告

令和2年度滋賀県立看護専門学校学生募集公告

令和2年度滋賀県立看護専門学校学生を次のとおり募集する。

令和元年6月21日

滋賀県知事 三日月 大造

1 一般試験

(1) 学科(課程) 看護学科(3年課程)

(2) 修業年限 3年

(3) 募集人員 入学定員80人のうち約50%

(4) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者(令和2年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの(令和2年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者である。

(7) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(8) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(9) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(10) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(11) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(12) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(14) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者(事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。)

(5) 出願手続

ア 受付期間は令和元年12月16日(月)から令和元年12月23日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時30分から17時15分までとする。

郵送の場合は、令和元年12月23日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(6)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学審査手数料を添えて滋賀県立看護専門学校(〒526-0031 長浜市八幡東町525-1)に提出すること。

令和元年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 犬上郡多賀町大字南後谷字奥ヶ谷256-1、263、264-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第41号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 高島市朽木宮前坊字上山158-1・159(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、147、157、160、161
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第42号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和元年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市	甲賀市信楽町長野473番地	令和4.7.15

滋賀県告示第43号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定に基づき、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者として、次の者を登録した。

令和元年6月28日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称および代表者名	主たる事務所の所在地	実施する ^{かくたん} 喀痰吸引等業務	登録年月日	登録番号



滋医発第 120 号

令和元年 6 月 28 日

各地域医師会長 様

滋賀県医師会

会長 越智 眞一

(公印省略)

妊婦健康診査にかかる委託料等について (通知)

標記について、別添のとおり関係医療機関の長へ通知しましたのでご了承くださいませ
ようお願いいたします。

滋医発第 120 号

令和元年 6 月 28 日

各 医療機関の長 様

滋賀県医師会

会長 越智 眞一

(公印省略)

妊婦健康診査にかかる委託料等について (通知)

平素は、本会事業の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

さてこの度、静岡県伊豆の国市と 5 月 1 日付で妊産婦・乳児健診等業務委託契約を締結しましたので、別紙のとおり委託料 (別表 2) をお知らせいたします。

なお、請求方法等のお問い合わせにつきましては、下記のところにご確認の上、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

また、個人情報の取り扱いに関しましても、十分ご留意くださいますようお願いいたします。

記

【連絡先】

〒410-2123

静岡県伊豆の国市四日町 302-1

(菰山福祉・保健センター内)

電話：055-949-6820

伊豆の国市役所 健康づくり課 担当 加藤 様

以上

別表 1

妊産婦・乳児 健診等の種類		受診できる医療機 関等の種類		項 目
		病院又 は診療 所	助産所	
妊 婦 健 診 基 本 健 診	初回	○	—	(1)健康状態の把握 (2)保健指導 (3)定期検査：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、身長、体重等 (4)子宮頸がん検診(細胞診) (5)血液検査：血液型(ABO血液型・RH血液型・不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査 (6)風疹ウイルス抗体価検査 (注1) (7)トキソプラズマ (注1) (8)HIV抗体価検査 (注1)(注2) (9)HTLV-1 (注1) (10)クラミジア検査 (注1)
	2回	○	—	(1)健康状態の把握 (2)保健指導 (3)定期検査：子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重等
	3回	○	○	
	4回	○	—	
	5回	○	○	
	6回	○	○	
	7回	○	○	
	8回	○	○	
	9回	○	○	
	10回	○	○	
	11回	○	○	
	12回	○	○	
	13回	○	○	
	14回	○	○	
	超 音 波 検 査	①	○	
②		○	—	
③		○	—	
④		○	—	
血 液 検 査 等	血液検査	○	—	(1)血液検査：血算、血糖 (注3)
	血算検査	○	—	(1)血液検査：血算 (注3)
	GBS検査	○	—	B群溶血性レンサ球菌(GBS) (注3)

産婦健康診査	第1回	○	○	(1)問診(生活環境・授乳状況・育児不安・精神疾患の既往歴・服薬歴等) (2)診察(子宮復古状況・悪露・乳房の状態等) (3)体重・血圧測定 (4)尿検査(蛋白・糖) (5)こころの健康チェック表(エジンバラ産後うつ病質問表 EPDS) (注4)
	第2回	○	○	
他	聴覚検査	○	—	(1)新生児聴覚スクリーニング検査 検査法:自動ABR又はOAE (注5)

(注1) (6)～(10)の項目は、妊婦の状況により検査が適当でないと医師が判断するときは実施しない場合がある。

(注2) HIV抗体価検査は事前に本人が了承した場合に限る。

(注3) 超音波検査①～④、血液検査、血算検査、GBS検査は、各受診票に記載されている基本健診とセットで実施すること。

(注4) 健診結果により支援が必要と認められる場合は、産婦健康診査連絡票により報告すること。

(注5) 新生児聴覚スクリーニング検査は、検査機器が設置されていない医療機関については実施できない。

別表2

種別	金額	
初回	18,930円	
2～14回目	4,000円	
超音波検査	5,300円	
血液検査	3,260円	
血算検査	1,710円	
GBS検査	1,700円	
産婦健康診査	5,000円	
新生児聴覚スクリーニング検査	自動ABR	4,700円
	OAE	2,100円

滋医発第 125 号
令和元年 7 月 5 日

各地域職域医師会長 様

滋賀県医師会
会長 越 智 眞 一
(公印省略)

令和元年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催
産業医基礎研修会（前期研修）の開催について

平素は、本会事業の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会について別紙（写）のとおり本会あて案内があったのでご連絡申し上げます。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員に周知いただき参加希望の会員がおられましたら、取りまとめの上、8月5日（月）までに本会あてご回答くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時《1日目》 令和元年 9 月 1 日（日）午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分
《2日目》 令和元年 10 月 6 日（日）午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分
(1 日だけの受講申し込みはできません)
2. 会場 大阪府医師会館 2 階ホール
(大阪市天王寺区上本町 2 丁目 1 番 2 号)
3. 添付書類 ・ 令和元年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催
産業医基礎研修会（前期研修）の開催について
・ 産業医基礎研修会（前期研修）開催要領
・ 令和元年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催
産業医基礎（前期）研修会 受講希望者一覧（参加申込書）

令和元年 6月28日

近畿各府県医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松 茂人
(公印省略)

**令和元年度 近畿医師会連合・大阪府医師会共催
産業医基礎研修会（前期研修）の開催について
（ご案内とお願い）**

謹啓

平素は本会の諸事業に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、標記研修会を別記「開催要領」のとおり令和元年年9月1日（日）、10月6日（日）の2日間に亘り開催いたします。

本基礎研修会（2日間全日程）を受講いただきますと、日医認定産業医を目指す先生方に必要なカリキュラム（前期研修14単位、実地研修10単位、後期研修26単位の計50単位）のうち、前期研修8科目14単位を取得していただくことができます。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員の先生方に本基礎研修会の開催についてご案内くださいますとともに、受講希望者をお取りまとめいただき、来る8月19日までに本会事務局（地域医療1課）あてご回答いただきますよう、ご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

※事務局：地域医療1課 堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）

E-mail a-horita@po.osaka.med.or.jp

令和元年度 大阪府医師会産業医基礎研修会（前期研修） 開催要領

本研修会を2日間受講されますと、日医認定産業医制度における基礎研修50単位のうち前期研修8科目14単位が取得できます。

なお、日医認定産業医の先生方、ならびに既に前期研修を修了された先生方が本研修会を受講されても単位の取得にはなりませんので、ご注意ください。

1. 日 時：
＜1日目＞令和元年 9月1日（日）午前9時30分～午後5時30分
＜2日目＞令和元年 10月6日（日）午前9時30分～午後5時30分
 《1日だけの受講申込みはできません》
2. 場 所：大阪府医師会館 2階ホール（大阪市天王寺区上本町2-1-2
 《駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください》
3. 主 催：近畿医師会連合、大阪府医師会
4. 受 講 資 格：新たに日医認定産業医を目指す医師
 （既認定産業医、ならびに前期研修修了者は対象外）
5. 単 位 数：基礎（前期）研修 項目番号(1)～(8)の14単位
 （両日とも7単位。当日の研修単位は単位取得証明シールを交付）
6. 定 員：300名（定員を超過した場合は抽選）
7. 受 講 料（2日間分）：
 近畿2府4県医師会員 10,000円、その他 20,000円
 （納入方法は受講者に別途通知）
8. 申し込み方法（8月19日締切）
 受講希望者は、「産業医基礎（前期）研修会受講希望」と明記し、
 - ① 氏名（ふりがな）
 - ② 所属医療機関名・送付先住所（所属医療機関もしくは自宅等の明記）
 ・電話番号・FAX番号
 - ③ 所属府県医師会名
 - ④ 医籍登録番号を記入の上、所属府県医師会にお申し込みください。
 （受講確定者には、締め切り後、大阪府医師会より関係書類を直送いたします）

9. 演題・講師：

令和元年度 産業医基礎研修会〔前期研修〕開催日程

1日目：令和元年9月1日（日）
大阪府医師会館 2階ホール

2日目：令和元年10月6日（日）
大阪府医師会館 2階ホール

開 会	9:30	開 会
<p>「産業医学概論—最近の産業医学の動向」 〔項目番号(1)総論 1単位〕 中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター所長 大阪市立大学名誉教授 圓藤 吟史</p>	9:30	<p>「健康保持増進」 〔項目番号(4)健康保持増進 1単位〕 大阪ガス株式会社人事部大阪ガスグループ健康開発センター統括産業医 女子栄養大学大学院客員教授 岡田 邦夫</p>
<p>「労働安全衛生法等の解説」 〔項目番号(1)総論 1単位〕 大阪産業保健総合支援センター副所長 森岡 学</p>	10:30	<p>「作業管理」 〔項目番号(6)作業管理 2単位〕 奈良県立医科大学副学長 車谷 典男</p>
<p>「メンタルヘルス対策」 〔項目番号(3)メンタルヘルス対策 1単位〕 大阪市立大学大学院医学研究科神経精神医学教授 井上 幸紀</p>	11:30	
(昼 食)	12:30	(昼 食)
<p>「健康管理」 〔項目番号(2)健康管理 2単位〕 大阪労災病院治療就労両立支援センター所長 久保田 昌詞</p>	13:15	<p>「有害業務管理」 〔項目番号(7)有害業務管理 2単位〕 山田誠二産業保健センター所長 山田 誠二</p>
(休 憩)	15:15	(休 憩)
<p>「作業環境管理」 〔項目番号(5)作業環境管理 2単位〕 公益社団法人関西労働衛生技術センター所長 大阪医科大学名誉教授 河野 公一</p>	15:30	<p>「産業医活動の実際」 〔項目番号(8)産業医活動の実際 2単位〕 大阪府医師会理事 大阪府医師会 産業医部会副部会長 林 朝茂</p>
	17:30	



事 務 連 絡
令和元年(2019年)7月1日

各関係機関・団体 御中

滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

『難病社会資源ガイド』について (送付)

平素は、本県の保健医療福祉行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、難病患者やその家族が必要なサービスを上手く活用し、療養生活の向上に役立ててもらうため、難病社会資源ガイドを作成いたしました。本ガイドは各保健所にて、特定医療費（指定難病）申請時等に配布しております。

各関係機関・団体におかれましても、難病患者やその家族の支援時等に本ガイドをご紹介いただければ幸いです。部数の不足がありましたら、当課または各保健所へ御連絡ください。

なお、データを県 HP に掲載しておりますので、下記の URL をご参照ください。

記

URL:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/15360.html>

【問合せ先】

〒520-8577

大津市京町4丁目1-1

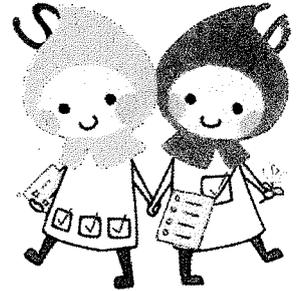
滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課

難病・小児疾病係：大江

TEL) 077-528-3547

FAX) 077-528-4857

難病社会資源 ガイド



滋賀県健康づくり
キャラクター
ハグ&クミ

目次

難病とは	2	V 雇用・就労	11
I 医療費	2	1. 滋賀県難病相談支援センター（就労相談）	11
1. 特定医療費（指定難病）の医療費助成	2	2. 滋賀県内の公共職業安定所	11
2. 重症心身障害者医療費助成	6	3. 働き・暮らし応援センター	12
3. 自立支援医療の給付	6	VI その他	12
II 年金・手当	7	1. 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	12
1. 傷病手当	7	2. ヘルプマーク	12
2. 障害年金	7	3. 難病診療連携拠点病院・難病診療分野別拠点病院・ 難病医療協力病院	13
3. 特別障害者手当	7	4. 地域防災	14
4. 障害児福祉手当、特別児童扶養手当	7	5. 難病情報センター	14
III 障害者手帳	7	6. 県内の患者会	14
IV 福祉・介護等サービス	8	7. 各圏域のガイドブックについて	14
1. 介護保険制度	8	VII 相談窓口	15
2. 障害福祉サービス	9	1. 保健所	15
3. 訪問看護について	9	2. 難病医療コーディネーター	15
4. 必要な用具の給付等（補装具・日常生活用具の給付貸与）	10	3. 滋賀県難病相談支援センター	15
5. 滋賀県重症難病一時入院事業	10	4. 市町福祉窓口	16
6. 滋賀県在宅人工呼吸器使用患者訪問看護治療研究事業	11		

《2019年7月1日現在》

草津栗東医師会

差出人: "感染症対策係(業務)" <eh0003@pref.shiga.lg.jp>
日時: 2019年7月17日 16:49
宛先: "undisclosed-recipients:"
添付: HIVカウンセリング案内1.pdf
件名: 【お知らせ】HIV陽性判定時の派遣カウンセラー制度について

滋賀県医師会 御中
各地域医師会 御中
滋賀県病院協会 御中

日頃から当県の医療福祉事業に関して、御理解御協力いただきありがとうございます。
手術前・出産前等での血液検査で、HIV陽性判定が出た際に、医療機関での対応として、以前から実施しています「派遣カウンセラー制度」のご利用いただけるよう情報を提供します。(詳細は添付の資料のとおりです。)

貴所属の関係者あて、情報提供をお願いするとともに、どうぞ制度をご利用ください。

滋賀県 健康医療福祉部薬務感染症対策課
感染症対策係 福山

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL: 077-528-3632

FAX: 077-528-4863

Mail: eh0003@pref.shiga.lg.jp

URL: <http://www.pref.shiga.lg.jp>

HIV 抗体陽性を告げられたあなたへ

ひとりで悩んでいませんか？

生活

- 今後の生活はどうなるの？
- どんなことに気がつけたらいいの？

仕事・学校

- 薬を飲むタイミングは？
- 職場・学校には知られたくない！

病気・治療

- ドクターには聞きにくいちょっとしたこと
- 他の人はどうしてるの？

福祉・制度

- 安心して治療が受けたい
- どんなサービスがあるの？

性

- 今後のセックスは？
- 妊娠や出産は？

カウンセリングでは

- 自分の気持ちが整理できるように専門のカウンセラーがじっくり話をうかがいます。
- HIV 感染症とその治療に関する知識や日常生活上の情報などをお知らせします。
- 今後の生活や人間関係、その他さまざまな問題について一緒に考えます。

滋賀県 HIV/AIDS に関する

派遣カウンセラー制度について

- カウンセリングは滋賀県の派遣カウンセラー（臨床心理士）が行います。
- カウンセリングは、あなたの病院、診療所で行います。
- 費用は無料です。一回だけの相談や、電話による相談も可能です。
- 家族やパートナーの方からの相談もお受けいたします。

※初回は無料です。

《申し込み方法～二通りあります》

- ① 主治医にお申し込みください。主治医が担当窓口で派遣を依頼します。
- ② ご自身で相談電話までお電話ください。

滋賀県エイズ相談電話

TEL : 077-524-0051

月曜日・水曜日 / 9:00~12:00

* この電話はカウンセラーが直接お受けいたします。

《主治医の先生へ》

滋賀県では HIV/AIDS の患者さんに対し、カウンセリングを行っています。お問い合わせは下記までお願いいたします。

滋賀県薬務感染症対策課

TEL : 077-528-3632

(月～金 / 8:30~17:15)



HIV/AIDSに関する情報は滋賀県エイズ相談センターと保健所の保健師までお問い合わせください。

- エイズについての心配
 - エイズ検査についてのご相談
- *どんなことでも結構です。

大津市保健所	☎077-522-7228
草津保健所	☎077-562-3534
甲賀保健所	☎0748-63-6147
東近江保健所	☎0748-22-1300
彦根保健所	☎0749-21-0283
長浜保健所	☎0749-65-6662
高島保健所	☎0740-22-2526

(受付時間：月～金／8：30～17：15)

滋賀県エイズ相談電話

TEL：077-524-0051

月曜日・水曜日／9：00～12：00

滋賀県健康医療福祉部業務感染症対策課

TEL：077-528-3632

FAX：077-528-4863

E-mail：eh00@pref.shiga.lg.jp

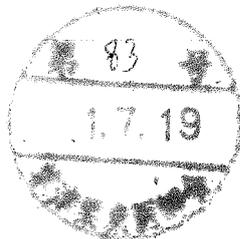


カウんセリングのご案内



**Mother
Lake**

滋賀県



滋 医 情 ネ 第 6 7 号
2 0 1 9 年 7 月 1 7 日

一般社団法人草津栗東医師会会長 様

特定非営利活動法人
滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会
理事長 越 智 眞 一 (公印省略)

「びわ湖あさがおネット」における医療情報開示について (ご協力依頼)

盛暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、医療介護情報連携ネットワークシステムの活用と本協議会の運営にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「びわ湖あさがおネット」では、医療機関および看護介護事業所において患者様の医療情報などの共有化を促進し、地域医療における医療機関や看護介護事業所の連携強化を図ることを目的に活動を進めており、各施設から「びわ湖あさがおネット」を活用して患者様の医療情報を医療情報システムおよび看護介護業務システムから提供される場合に、これに必要なシステムの整備を事業者に委託して実施することとしております。

つきましては、別添「医療情報共有化促進事業実施要綱」により、昨年度に引き続き2019年度の事業を実施しますので、ご承知いただきますとともに、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、会員ならびに貴団体の事業所の皆様へご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会から会員様や事業所様へのご案内につきましては、びわ湖あさがおネットホームページおよびポータルサイトのお知らせに掲示しております。

この事業は、実施要綱に記載したとおり、滋賀県補助金の補助対象事業として実施するため、整備施設数や整備に要する経費の制限などを設けています。また、申込み状況により、導入予定施設数が増減することもあるので申し添えます。

問い合わせ先

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局
〒524-8524 守山市守山五丁目4-30 滋賀県立総合病院内
TEL 077-582-5071 FAX 077-582-5169

医療情報・看護介護情報共有化促進事業実施要綱

1. 目的

この事業は、滋賀県下の医療機関及び看護介護事業所が、滋賀県医療介護情報連携ネットワークシステム（以下、「びわ湖あさがおネット」という。）に利用参加し、医療機関が管理する医療情報、及び看護介護事業所が管理する看護介護情報を患者同意に基づき開示することで、情報の共有化を促進することにより、地域の医療機関間及び医療機関と看護介護事業所間の連携強化を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会とする。

3. 事業の実施方法

医療情報及び看護介護情報にかかるシステムやネットワークの開発・導入等を業とする事業者へ業務委託して実施する。

4. 事業の対象施設

滋賀県下の病院、診療所、薬局、看護事業所、居宅介護支援事業所とする。

5. 事業の内容

地域医療連携する医療機関が、既に利用している医療情報システム（診療所の電子カルテシステムおよびレセプトコンピュータシステム、病院のレセプトコンピュータシステム、薬局の調剤システムに限ります。）の主要情報を標準化形式（SS-MIX2標準化形式、NSIPS形式）でびわ湖あさがおネットの保存・管理領域に出力し（医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報（差分）のみの出力が可能であること。）、小規模医療機関情報システムをとおして、患者同意のもとに連携する医療機関間で医療情報を相互に参照することを可能とする。

また、在宅療養支援により医療機関と連携を行う看護事業所及び居宅介護支援事業所が、既に利用している看護介護業務システム（看護事業所及び居宅介護支援事業所の請求システムに限ります。）の主要情報をびわ湖あさがおネット事務局が規定する形式（CSV形式）でびわ湖あさがおネットの保存・管理領域に出力し（看護介護業務システムにある請求実績情報の出力が可能であること。）、在宅療養支援情報システムをとおして、患者同意のもとに連携する医療機関と看護介護事業所との間で看護介護情報を相互に参照することを可能とする。

6. 整備の対象範囲

(1) この事業では、以下のシステム導入に関する整備を実施する。

- ①すでに利用している医療情報システムから、主要な医療情報を標準化形式で出力するために必要とする業務（出力システムの設計・開発・導入、ネットワークの構築作業）
- ②すでに利用している看護介護業務システムから、主要な看護介護情報をびわ湖あさがおネット規程の標準化形式で出力するために必要とする業務（出力システムの設計・開発・導入、ネットワークの構築作業）
- ③すでに利用している医療情報システム及び看護介護業務システムから出力した情報を、びわ湖あさがおネットへアップロードするために必要な業務（アップローダの導入、TLS1.2の導入）

- (2) (1) 以外のものは整備の対象外とする。また、特に以下については留意すること。
- ①維持・管理にかかる業務は対象としない。
 - ②医療機関内の医療情報システム、及び看護介護事業所内の看護介護業務システムの導入または更新にかかる業務は対象としない。
 - ③出力した情報をアップロードするために必要なコンピュータは、各医療機関・看護介護事業所で確保すること。
 - ④インターネット接続環境の整備は、各医療機関・看護介護事業所で実施すること。
 - ⑤アクセス回線については、各医療機関・看護介護事業所の負担とすること。

7. 整備システムの規格等

(1) 医療情報システムに関する規格

- ① 医療機関間で患者の医療情報を共有するにあたっては、医療機関の情報システムから電子的医療情報をびわ湖あさがおネットのクラウドサーバーへ出力・送信し、クラウド側で保存・管理する方式とすること。
- ② すでに導入している医療情報システムから標準化形式（SS-MIX2標準化形式、NSIPS形式）で医療情報を出力する方式とすること。また、あわせて医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報（差分）のみを出力する方式とすること。
- ③ この事業により整備するシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、厚生労働省標準規格および厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針に基づいた標準マスター（病名、手術・処置名、医薬品、臨床検査、医療材料、症状・所見、画像検査名、看護用語、歯科分野）のうち該当するものを使用すること。

なお、厚生労働省標準規格は「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ適宜更新されるものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

(2) 看護介護業務システムに関する規格

- ① 医療機関と看護介護事業所との間で患者の看護介護情報を共有するにあたっては、看護介護事業所の業務システムから電子的請求（実績）情報をびわ湖あさがおネットのクラウドサーバーへ出力・送信し、クラウド側で保存・管理する方式とすること。
- ② すでに導入している看護介護業務システムからびわ湖あさがおネット事務局が規定する形式（CSV形式）で請求（実績）情報を出力する方式とすること。また、あわせてびわ湖あさがおネット上の在宅療養支援情報システムの機能を用いてクラウドサーバーに自施設の請求（実績）情報を追記ないし更新を行った際には、びわ湖あさがおネットのクラウドサーバーから自施設の看護介護業務システムへ追加・更新された請求（実績）情報をCSV形式で出力する方式とすること（ただし、後者についてはびわ湖あさがおネットクラウドサーバーから業務システムへの情報取り込み対応が可能なベンダのみ適用するものとする）。
- ③ この事業により整備するシステムにおいては、他システムとの間の場合も含め、情報交換する際の規格として、びわ湖あさがおネット事務局が規定する用語／マスターのうち該当するものを使用すること。

なお、びわ湖あさがおネット事務局が規定する規格は、国の制度や介護報酬等の改定により適宜更新されるものであるため、最新の状況を確認するよう留意すること。

(3) この事業において整備するシステムは、その整備に要する経費が以下の範囲内であること。

・診療所の電子カルテシステム	概ね 300 千円程度
・診療所のレセプトコンピュータシステム	概ね 70 千円程度
・病院のレセプトコンピュータシステム	概ね 100 千円程度
・薬局の調剤システム	概ね 60 千円程度
・看護事業所の業務システム	概ね 60 千円程度
・居宅介護支援事業所の業務システム	概ね 60 千円程度

8. 整備するシステム導入施設数

この事業により整備するシステム導入施設数は、以下のとおりとする。

・診療所の電子カルテシステム	5カ所以内
・診療所のレセプトコンピュータシステム	15カ所以内
・病院のレセプトコンピュータシステム	5カ所以内
・薬局の調剤システム	15カ所以内
・看護事業所の業務システム	3カ所以内
・居宅介護支援事業所の業務システム	3カ所以内

9. その他

- (1) 最新の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。
- (2) 医療介護連携を行う各機関や滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会との連携を図るなど、十分な協力体制の上で計画を進めること。
- (3) この事業は、滋賀県補助金の補助対象事業として実施するため、整備施設数や整備に要する経費に一定の制限を設けることとする。また、申込み状況により、整備施設数が増減することもある。なお、整備に要する経費については概算で設定しているため、超過する場合は、申込み前に相談すること。

2019年度「びわ湖あさがおネット」における医療情報 および看護介護情報の開示接続について（募集案内）

2019年7月16日

「びわ湖あさがおネット」では、医療機関・看護介護事業所において患者様の医療情報・看護介護情報の共有化を促進し、地域医療における医療機関・看護介護事業所との連携強化を図ることを目的に、活動を進めております。

このため、本協議会では、医療情報・看護介護情報の共有を目的に、貴施設から「びわ湖あさがおネット」を活用して患者様の医療情報を医療情報システム（診療所の電子カルテシステムおよびレセプトコンピュータシステム、病院のレセプトコンピュータシステム、薬局の調剤システムに限ります。）、看護介護業務システム（看護事業所及び居宅介護支援事業所の請求システムに限ります。）から提供される場合に、これに必要なシステムの整備を事業者へ委託して実施することとしております。

つきましては、別添「医療情報・看護介護情報共有化促進事業実施要綱」により、2019年度の事業を実施しますので、「びわ湖あさがおネット」を活用した情報提供をご希望の場合は、別紙「2019年度事業対象施設申込書」に必要事項をご記入いただき、2019年8月30日（金）までに、事務局へご提出くださいますよう、ご案内を申し上げます。（FAX送信による申込みも受付します。）

なお、昨年度も当該事業の募集案内を実施しており、この事業等により、既に医療情報連携態勢の整備が完了している医療機関や薬局、介護看護事業所は対象外となります。（新規申込みのみ対象とします。）

別添「医療情報・看護介護情報共有化促進事業実施要綱」
別紙「2019年度事業対象施設申込書」

お問い合わせ先

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会事務局
〒524-8524 守山市守山五丁目4-30 滋賀県立病院内
TEL 077-582-5071 FAX 077-582-5169

2019年度事業対象施設申込書

2019年 月 日

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 御中

2019年度事業の対象施設として採択されるよう、申し込みます。

施設名 _____
代表者職・氏名 _____
連絡先 _____
所在地 _____
TEL _____
担当者職・氏名 _____

申込にあたって、以下の質問にご回答ください。(必ず、医療情報システム・看護介護業務システムのベンダ様にご確認ください。)

①情報システムの種別 (該当するものに○を付けてください。)

- a. 診療所の電子カルテシステム
- b. 診療所のレセプトコンピュータシステム
- c. 病院のレセプトコンピュータシステム
- d. 薬局の調剤システム
- e. 看護事業所・介護事業所等の業務(請求)システム

②情報システムの形式名 _____

※情報システムの形式名は、導入されている情報システムの製品名・バージョン名を記入してください。(ベンダ様に確認してください。)

③情報システムベンタ名 _____

担当者名 _____

連絡先 (TEL) _____

※ 以下、④⑤については上記①の a~d に該当する施設のみご記入ください。また、④⑤については、どちらかを選択してください。なお、不可の場合は、対象施設となりませんので、ご留意願います。

④標準化形式での出力 可 不可

⑤差分の出力 可 不可

(差分：医療情報システムにある医療情報のうち追加・更新された情報のみ)

⑥情報の出力に必要な経費の概算 _____ 千円



2019年7月吉日

関係者各位

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会
理事長 木澤 義之

令和元年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト
「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」開催のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より緩和ケアの発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、日本緩和医療学会主催「緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会」の本年度の開催日程が決定いたしましたので、ご案内申し上げます。ぜひこの機会に受講をご推奨・ご検討いただけましたら幸いです。

引き続きご高配のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

・2019年度「緩和ケアおよび精神腫瘍学 指導者研修会」のご案内…1部

以上

令和元年度 がん等における新たな緩和ケア研修等事業
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト

「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」のご案内

ごあいさつ

向暑の候、皆さまにはご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本緩和医療学会では、すべての人が『いつでも、どこでも』質の高い緩和ケアを受けられることを目指し、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉を立ち上げ、平成 20 年度より日本サイコオンコロジー学会との共催で「緩和ケア研修会」を企画運営するための指導者（企画責任者）を育成する「指導者研修会」を開催いたしております。

平成 30 年 4 月より施行されている厚生労働省の「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」においても、企画責任者は「指導者研修会」を修了していることと定められており、当学会では、本指針に基づいた新しい集合研修の開催方法などを学ぶ指導者研修会を開催しております。

なお、従来は、精神腫瘍学指導者研修会修了者は企画責任者となることはできませんでしたが、本指針においては、精神腫瘍学指導者研修会修了者も企画責任者になることが可能となっております。

平成 30 年度中において、〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉は、現行指針に対応した指導者研修会を 1 回開催し、全国に 128 名の修了者を輩出いたしました。本年度におきましても、1 回の指導者研修会開催を予定いたしております。

この度、「緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会」の本年度開催日程が決定いたしましたので、ご案内いたします。貴地域において、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケアに関する基本的知識の均てん化のため、「指導者研修会」の受講をぜひご検討くださいますようお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 理事長
緩和ケア研修会 e-learning 管理責任者
木澤 義之

緩和ケアおよび精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

開催要項

第 34 回 緩和ケアおよび精神腫瘍学指導者研修会 (合同・1 日型)

● 緩和ケア指導者研修会

研 修 名：緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

日 時：2020 年 2 月 8 日 (土)

会 場：ベルサール神田

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町 7 住友不動産神田ビル 2F

募集人数：100 名

募集期間：2019 年 11 月中旬～下旬頃 (予定) ※定員を超える場合は抽選とします

● 精神腫瘍学指導者研修会

研 修 名：精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

日 時：2020 年 2 月 8 日 (土)

会 場：ベルサール神田

〒101-0053 東京都千代田区神田美土代町 7 住友不動産神田ビル 2F

募集人数：100 名

募集期間：2019 年 11 月中旬～下旬頃 (予定) ※定員を超える場合は抽選とします

※本指導者研修会を修了すると、緩和・精神腫瘍学両者ともに「集合研修企画責任者」の資格を得ることができます。

※緩和ケア・精神腫瘍学ともに、同一プログラムとなります。

※開催約 3 ヶ月前を目安に PEACE プロジェクトホームページにて「募集要項」を掲載いたします。

募集詳細については、そちらをご覧ください。

PEACE プロジェクトホームページ URL : <http://www.jspm-peace.jp/>

参加資格

■ 緩和ケアの基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 原則として、研修会受講時点において、一般病院、がん専門施設、診療所、緩和ケア病棟において、がん患者の身体症状の緩和に携わる医師としての経験が5年以上あるもの（ただし初期研修の期間を除く）
2. 所属施設長からの推薦状があるもの
3. 今後、都道府県に協力し、年1回以上各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加すること
4. 指導者研修会のすべての日程を通して参加できること
5. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課へ氏名および所属の報告をすることに同意できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会ホームページ、PEACE ホームページおよび日本サイコオンコロジー学会ホームページにおいて、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
7. 厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

■ 精神腫瘍学の基本教育に関する指導者研修会

以下の条件を満たす医師

1. 研修会受講時点において、医師としての経験が5年以上あること
2. 研修会受講時点において、標榜する精神科・心療内科の常勤医（週4日勤務以上）として3年以上の経験があり、うち最低1年は総合病院やがん専門病院など、がん患者の診療を行う施設に勤務していること
3. 所属施設長からの推薦状があるもの ※平成29年度より所属施設長のみとなりました
4. 今後、都道府県に協力し、年1回以上各都道府県において開催される「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」に集合研修企画責任者もしくは集合研修協力者として参加すること
5. 指導者研修会のすべての日程を通して参加できること
6. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会から都道府県のがん対策担当課へ氏名および所属の報告をすることに同意できること
7. 指導者研修会を修了したことについて、日本緩和医療学会ホームページ、PEACE ホームページおよび日本サイコオンコロジー学会ホームページにおいて、氏名・所属・担当診療科を公開することに同意できること
8. 厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知の別添。）もしくは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添。）に則り開催された緩和ケア研修会を修了していること（研修会修了証書の写し、もしくは研修会修了証明書を提出できること）

ご参加のお申込み

受付方法：〈日本緩和医療学会 PEACE プロジェクト〉ホームページの申込フォームより

※ホームページ URL…<http://www.jspm-peace.jp/>

※受付期間は随時ホームページに掲載されますのでご確認ください

受講決定までの流れ

1) 受付：

ホームページの申込フォームに必要事項を記入し、受付を行います

※受付完了の時点では、受講は決定しませんのでご注意ください

※定員を超える申し込みがある場合には、すべての有効な応募の中から公平公正に抽選を行います

※選考後、受付時にご記入いただいたメールアドレス宛に、受講可否を通知するメールが送られます

2) 参加登録：

指定フォームで参加登録を行います

※指定フォームの画面へは、受講通知メールに記載された URL から入ることができます

3) 書類提出：

指定書類※1と「緩和ケア研修会修了証書（写し）」※2「**e-learning 修了証書（写し）**」※3を郵送で提出します

※1 指定書類…①所属施設長からの承諾・推薦書 ②参加申込理由書 ③略歴

指定書類は、参加登録内容確認後、画面に表示される URL よりダウンロードできます

※2 緩和ケア研修会修了証書（写し）は、以下いずれかの開催指針に準拠したものをご提出ください

・厚生労働省「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」（旧指針）

・厚生労働省「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（現行指針）

※3 平成30年度より e-learning 修了証書（写し）の提出が必須となりましたので、旧指針の緩和ケア研修会修了者は、申し込みまでに下記サイトにて受講をお願いいたします

【厚生労働省 がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会 e-learning】

<https://peace.study.jp/pcontents/top/1/index.html>

※書類審査の結果、経過年数などの参加資格を満たしていないと判断される場合もしくは参加希望理由が、本会開催趣旨と合致しない場合には、ご受講いただけなくなる場合がございます

4) 受講決定：

書類審査後、受講が決定した方へは、「受講決定通知」が郵送されます

5) 参加費振込：

「受講決定通知」に記載された振込先に、期限内に参加費をお振込ください

※参加費は決定次第、随時 PEACE プロジェクトホームページにてご案内いたします

※参加費は実費のみとなり、研修費用は無料です

※受講キャンセルがあった場合、キャンセル料金が発生する場合がございます

■お問い合わせ・書類送付先

特定非営利活動法人 日本緩和医療学会事務局

厚生労働省委託事業 PEACE プロジェクト「指導者研修会」担当係

〒550-0001

大阪府大阪市西区土佐堀 1-4-8

日栄ビル 603B 号室

Tel : 06-6479-1031 Fax : 06-6479-1032

E-mail : itaku@jspm.ne.jp

<http://www.jspm-peace.jp/>

JSPM

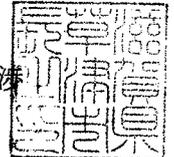
Japanese Society for Palliative Medicine



草子セ発第1686号
令和元年 7月22日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

草津市長 橋 川 淳



人に感染する病気に罹患している児の乳幼児健診受診について

日頃は、市子育て推進事業に御理解、御協力いただきお礼申し上げます。

今年は、手足口病の流行等により、人に感染する病気に罹患している児の乳幼児健診受診やお問い合わせが多く、対応に苦慮しております。そこで、市では、乳幼児健診時の感染拡大防止のため、下記のとおり対応方針を決定し対応しております。

つきましては、各医療機関に周知を図りたく、御了知の程お願いいたします。

記

【対応方針】

発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状がある場合は、まずは主治医の受診をすすめます。主治医から登園等の許可が出ていても、健診会場での感染拡大防止のため下記の通り対応しております。

- ①手足口病の場合：手足口病にかかってから、2～4週間程度はウイルスが排泄されるため、おおよそ1か月程度空けてからの受診を促す。
- ②その他疾患で発熱・下痢・嘔吐・発疹などの症状がある場合：症状がおさまり体調が万全になってからの受診を促す。

【周知先】

乳幼児健診協力医療機関
4か月児健診実施医療機関

草津市役所子育て相談センター
母子保健係 大山口、角川、横田
(乳幼児健診担当) TEL 561-2331

令和元年 7 月 24 日

関係機関各位

一般社団法人びわこ薬剤師会
会長 村杉 紀明

交通規制時の薬局利用者・患者への周知の依頼

平素は本会会務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、8月16日から3日間「2019 教育のつどい」が開催されます。例年この集會に反対する一部の団体が街宣車を連ねて抗議活動をすることから、初日の8月16日金曜日については、主会場周辺（さきらホール）で大規模な交通規制が行われる予定です。

つきましては、当日開局している薬局をご利用される患者に対して、限られた2カ所の車両進入路より「確認証」を発行してもらった上で、規制区域内に入れる予定となっている旨、施設内での掲示や個別のお声がけなど、ご周知下さいますようお願い申し上げます。

参照：「2019 教育のつどい」：<https://zkshiga.jp/archives/1404>

別紙の内容

1. 交通規制のお知らせと地域住民の皆さんへ（滋賀県警察本部、草津警察署）
2. 上記周辺図拡大版

以上

地域住民の皆さんへ

～交通規制に御協力をお願いします～

「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい—教育研究全国集会2019—」が、8月16日（金）から8月18日（日）までの3日間、栗東市文化芸術会館さきらを主会場として開催されます。

これまで他県で開催された集会の状況を見ますと、この集会に反対する一部の団体が、多数の街頭宣伝車を連ねて抗議活動を行っていることから、今回の集会も主会場を中心に栗東市内やその周辺の主要道路等において、かなりの交通渋滞や街頭宣伝車の大音量による騒音が予想されます。

警察では、地域住民の安全の確保と交通の円滑化を図るため、会場周辺での交通規制を実施しますので、御理解と御協力をお願いいたします。

◎混雑が予想される期間

8月16日（金）～8月18日（日）まで

◎混雑が予想される場所

栗東芸術文化会館さきら（JR栗東駅東側）周辺
栗東市役所周辺

◎混雑が特に予想される路線

- ・国道1号（林西交差点～国道小柿交差点付近）
- ・国道8号（御上神社前交差点～国道1号分岐点付近）
- ・県道栗東志那中線（上鉤交差点～駒井沢東交差点付近）
- ・市道上鉤上砥山線（上鉤交差点～栗東農協付近）



- 交通規制が行われている場所では、現場警察官の指示に従ってください。
- 期間中、栗東市街地では、かなりの交通渋滞や混雑が予想されますので、時間に余裕を持って運転し、規制場所を迂回するように御協力をお願いいたします。

滋賀県警察本部・草津警察署

交通規制のお知らせ

日時 8月16日(金)

7:00 ~ 20:00 (予定)

場所
規制内容

- 車両通行禁止・指定方向外通行禁止規制
 - 栗東芸術文化会館さきら（JR栗東駅東側）周辺
（右図のとおり規制予定です）
- 駐停車禁止規制（上記規制エリアの一部）

- 1 上記場所周辺においては大渋滞が予想されますので、「車」での外出はできるだけお控え下さい。
- 2 上記規制内容以外にも、一時的な通行禁止や車線規制を実施する場合があります。
- 3 交通規制の時間・場所は変更する場合があります。
- 4 栗東芸術文化会館さきら周辺の車両通行禁止区域を車両で通行する必要のある方には、当日確認証を発行します。

- 確認証の発行には申請される車両のナンバーと運転する方の住所氏名の確認が必要です。
- 交通規制の期間中は、規制エリア内で確認証を発行します。（確認証発行場所は右図内の2か所です。）
- 確認証は、車両の前面の見やすい場所に置いてください。

～交通規制についてのお問合せ先～

■ 草津警察署 ☎077-563-0110

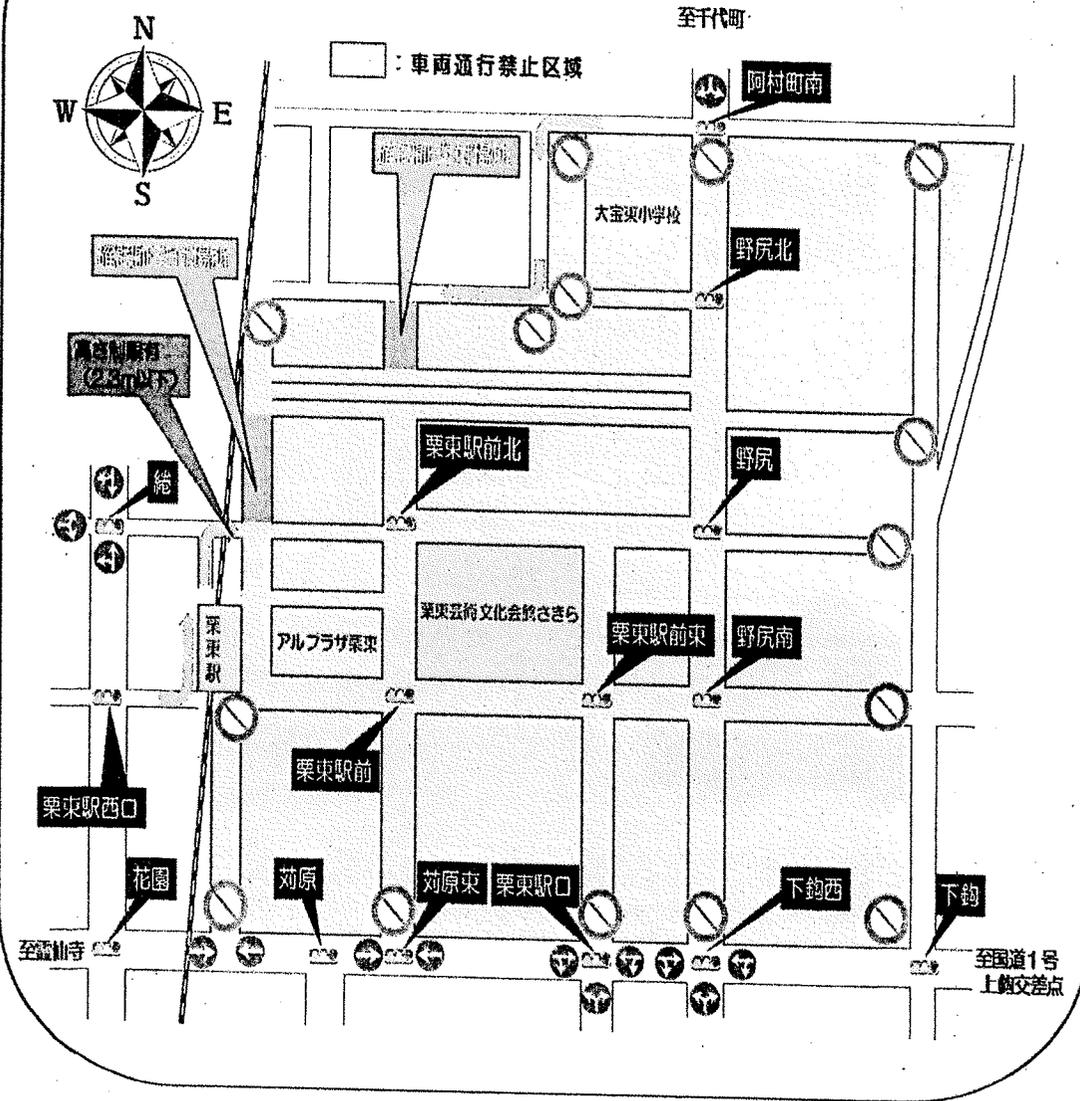
■ 警察本部 ☎077-522-1231

（平日8:30から17:00までの間）

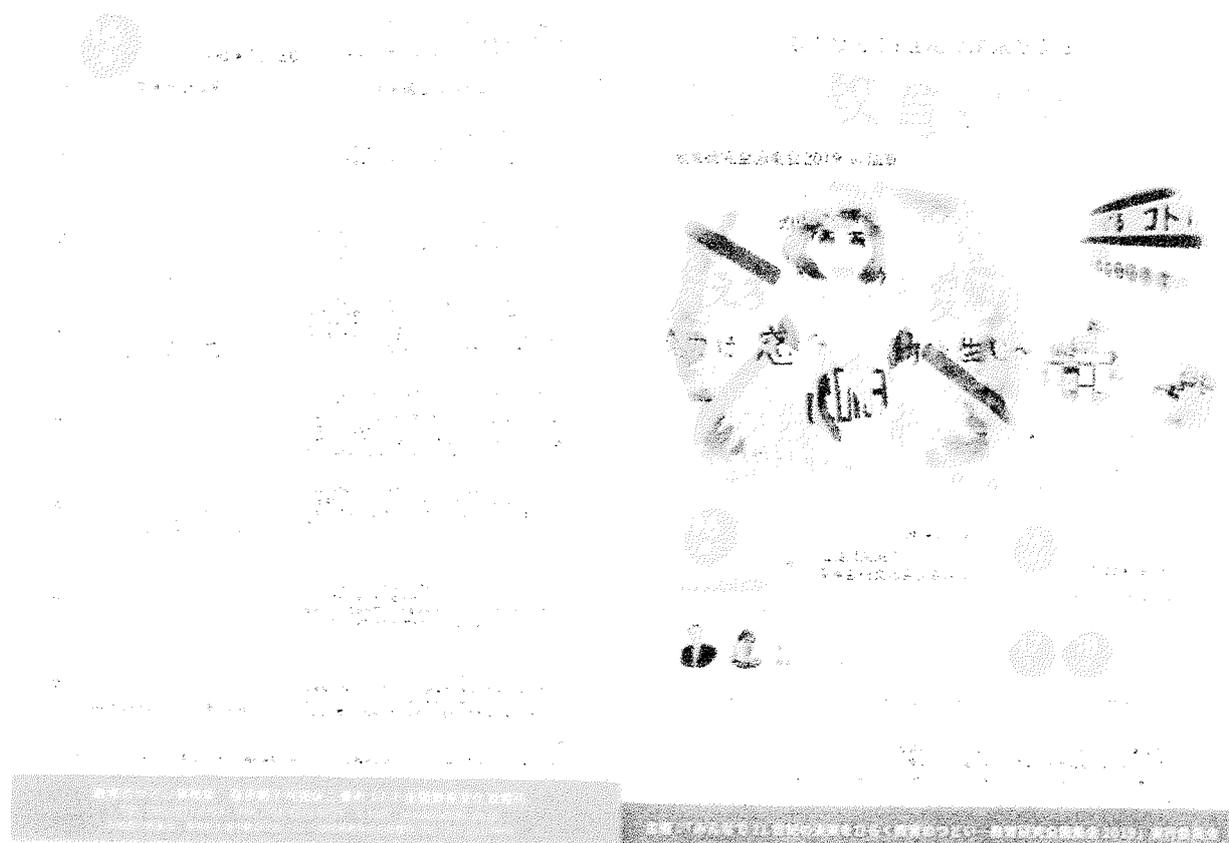


栗東芸術文化会館さきら周辺

※ 規制場所では、現場の警察官の指示に従ってください。



2019教育のつどいが、滋賀県で開催されます



8月16日(金)から3日間、滋賀県で「教育のつどい2019」(教育研究全国集会)を開催いたします。この「教育のつどい」は、1951年以来、半世紀にわたって子どもたちの健やかな成長を願って全国各地で開催されてきました。「教育のつどい」は、学校の教職員のみならず、大学などの研究者、保護者や教育関係諸団体の方々など、3日間でのべ5000人(予定)が集まる研究集会です。1日目の栗東芸術文化会館さきらの開会全体集会を皮切りに、県内各地に分かれての教育フォーラムが行われます。2日目(17日)、3日目(18日)も引き続き、各地で各教科、特別活動、課題別など31分科会が開かれ、全国から集まる約370本のレポートを中心にした討論と研究が行われます。

草津市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 趣旨

草津市プレミアム付商品券事業実施要綱に定める取引について、当該商品券の取扱店舗を募集します。

2. 発行する商品券

- (1) 草津市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行額 512,500,000円（販売額 410,000,000円）
- (3) 発行部数 102,500冊
- (4) 販売価格1冊4,000円（額面5,000円・割引率20%）

《内訳》500円券×10枚=5,000円

※登録店全店で利用できる商品券になります。

※発行部数は購入状況等により減少する可能性があります。

※商品券には通し番号と偽造防止策を施しています。

- (5) 使用可能期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月1日（日）
- (6) 購入上限冊数は、1人あたり5冊まで

3. 商品券の基本的な取扱い

- (1) 商品券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券の額面に満たない利用にあっては、つり銭を出してはいけません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 使用可能期間を過ぎたものや、裏面に他店の店名等が記入されたものは受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、盗難等について、市はその責を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資や公共料金の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）。
- (2) 換金性の高いもの（金、プラチナ、銀、有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）の購入。
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- (4) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い。
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関する支払い。

- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 商品券の交換または売買。
- (8) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品等。
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (10) その他当該商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

5. 取扱店の応募資格

- (1) 草津市内に立地する店舗・事業所があるもの。
- (2) 本募集要項を遵守でき、下記のいずれにも該当しないもの。
 - ・ 4. で定める商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

6. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが分かるよう、市が配布する「草津市プレミアム付商品券取扱店登録証」を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。ただし、差額が生じる場合につり銭は支払わないでください。
- (3) 利用期限である令和2年3月1日（日）を過ぎてからは、利用者から商品券を受け付けることはできません。
- (4) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかに市に申し出てください。
- (5) 取引により商品券を受け取った時は、他店での再利用を防止するため、必ず裏面の所定欄に直ちに店名等を記入（スタンプ可）してください。
- (6) 商品券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用可能期間内において使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用できません。
- (8) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用したかのように偽る等の不正行為は堅く禁じます。
- (9) 使用済み商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。
- (10) 取扱店の登録事項に変更があった時は、速やかに届け出てください。
- (11) その他市からの指示を遵守してください。

7. 取扱店の登録手続き

(1) 申込み方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上からの登録申請をお願いします。ウェブサイトから登録ができない場合は、募集チラシ裏面の「草津市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAXでお申込ください。

※スムーズな事務手続きを進めるために、できる限りウェブサイトからの登録をお願いします。また、説明会を下記のとおり開催します。

第1回	2019年	10:00~11:30	草津市立市民交流プラザ
第2回	7月18日(木)	15:00~16:30	〒525-0059 滋賀県草津市野路一丁目15番5号 フェリエ南草津5階
第3回	2019年 7月22日(月)	10:00~11:30	草津市立まちづくりセンター 〒525-0037 滋賀県草津市西大路町9番6号
第4回		13:00~14:30	
第5回		15:00~16:30	

(2) 申請書の提出先

草津市プレミアム付商品券事務局

〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号

(株)日本旅行TiS JR西日本本社内支店内

FAX:06-6371-6512

(3) 募集期間

ア 募集開始から令和元年8月31日(土)まで

イ 広告・宣伝

・取扱店掲載チラシに掲載されるのは、8月23日(金)までに登録手続きを終えた事業所になります。

・8月24日以降の登録は、ウェブサイト上での掲載となります。

(4) 取扱店の承認

申込後、市で審査を行い、取扱店として承認し、「草津市プレミアム付商品券取扱店登録証」を配布します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 市内に複数の店舗等があり、それぞれ取扱店として登録を希望する場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

ウ チラシ、商品券見本等の資材は後日登録住所宛に配布します。

8. 商品券の換金

(1) 換金方法

使用済み商品券の裏面に店名を記入等した上で、半券(取扱店控え)部分を切り取って、大きい方の半券(裏面に店名を記入等したもの)を専用封筒に入れて、事務局に郵送(送料は事務局が負担します)。後日、換金額を指定口座に振り込みます。

※小さい方の半券は取扱店控えになりますので、精算が終わるまで大切に

保管してください。

※換金手数料や振込手数料はかかりません。

※口座振込以外の換金はいたしません。

※本市プレミアム付商品券事業推進室では換金の対応はいたしません。

(2) 換金期間

令和元年11月1日（金）から令和2年3月20日（金）まで

※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。

(3) 換金日程

換金回数月1（計5回）・換金手数料無料・換金振込手数料は事務局負担。

毎月20日までに必着した分は、翌月の20日（土日祝にあたる場合は

翌 営業日）で振込むサイクルになります。

※20日までに必着ですので、投函は3日～4日前にしてください。

	11月	12月	1月	2月	3月
到着日	11月20日(水)	12月20日(金)	1月20日(月)	2月20日(木)	3月20日(金)
振込日	12月20日(金)	1月20日(月)	2月20日(木)	3月23日(月)	4月20日(月)

9. 取扱店の取消

取扱店が、本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。

<お問い合わせ先>

草津市プレミアム付商品券事務局

〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号

(株)日本旅行TIS JR西日本本社内支店内

TEL0120-203-660 FAX06-6371-6512

栗東市プレミアム付商品券取扱店募集要領

令和元年6月1日

栗東市商工会

1. 商品券発行内容について

- (1) 名 称：栗東市プレミアム付商品券(以下「商品券」という)
- (2) 発 行 者：栗東市
- (3) 対 象 者：①令和元年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、生活保護被保護者を除く）
②平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子がいる世帯主
- (4) 販売価格：1冊4,000円（500円券×10枚 5,000円相当）
- (5) 利用期間：令和元年10月1日～令和2年2月29日
- (6) 販売方法：栗東市の指定する販売窓口
- (7) 販売上限：5冊まで(25,000円相当)
※②については対象となる子の人数分×5冊まで

2. 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、市・商工会はその責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) タバコ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 金融機関への預け入れ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）

4. 取扱店の参加資格

栗東市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたもので、栗東市内の店舗等に関り商品券を使用できるものとします。但し、本事業の目的(低所得者・子育て世帯の支援)に相当でない下記の業種を除きます。

【除外業種】

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 上記[3. 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー、のぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに栗東市商工会まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入等)に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

6. 申請手続について

(1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、栗東市商工会へ郵送又は直接提出してください。

取扱店登録申請書は下記栗東市商工会のホームページからダウンロードできます。

※栗東市商工会ホームページ：<http://www.rittosci.com>

(2) 申請書の提出先

栗東市商工会 〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263

(3) 申請期間

令和元年6月3日(月)から令和元年7月31日(水)まで(郵送の場合当日必着)

(4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、商工会の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には、後日「取扱店証明書」を郵送し結果を通知します。

(5) その他

①個別の店舗ごとに申し込んでください。栗東市内に複数の店舗があっても、店舗ごとに申請書を作成してください。

②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

③申請後に取扱店を辞退される場合は、8月5日(月)までに、栗東市商工会まで申し出てください。

7. 取扱店説明会について

取扱店を対象に下記の日程で説明会を開催しますので、いずれかの説明会に必ず参加してください。

①9月10日(火) 14時～15時 ②9月13日(金) 14時～15時

③9月17日(火) 14時～15時 ④9月20日(金) 14時～15時

なお、説明会において、ポスター、ステッカー、のぼり旗等の取扱店必要品を配布します。

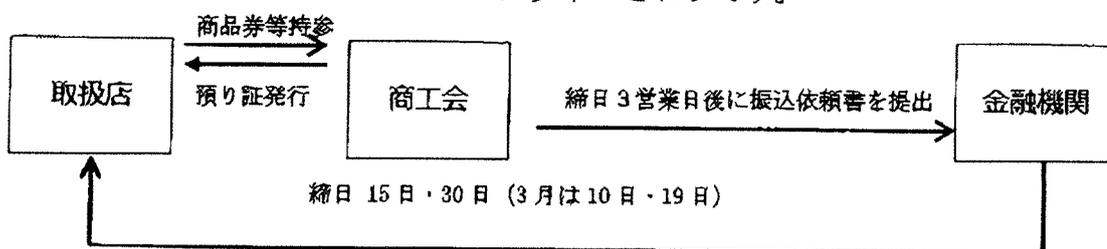
8. 換金について

(1) 換金方法

①取扱店は、栗東市商工会(以下商工会という)窓口に「取扱店証明書」を提示のうえ、「使用済商品券」を提出し、商品券の換金を依頼します。

- ※窓口対応は、平日の10時～16時とします。
- ②商工会は、「使用済商品券」の枚数等をカウントし、取扱店に「預かり証」を発行します。
- ③商工会は、毎月15日・30日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日、3月は10日・19日）に締日を設けて、期間内の使用済商品券を集計し、締日の3営業日後に各金融機関に対して取扱店指定口座への振込を依頼します。（振込依頼書の提出）
- ④振込依頼のあった金融機関は、取扱店指定口座に入金します。振込処理が完了するまで振込依頼書提出後2営業日程度の日数がかかります。
- ⑤振込手数料については、商工会が負担します。
- ⑥1回あたり200枚（10万円）を限度に現金交換に対応します。現金交換を希望される取扱店は、事前に電話連絡をお願いします。

※送金までの手順・スケジュールは以下のとおりです。



●取扱店指定口座に送金 (振込手数料商工会負担) ●

※金融機関に振込依頼書到着後、2営業日後に入金

(2) 換金期間

令和元年10月1日から令和2年3月25日まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

9. 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10. その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、栗東市商工会へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」として、栗東市や栗東市商工会のホームページやリーフレットなど

により広報します。※取扱店を辞退される場合、上記の締切日までに申出されませんと、一覧に掲載される場合があります。

<問い合わせ先> 栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目 1-25

TEL : 077-552-0661 FAX : 077-553-5263 e-mail info@rittosci.com

令和元年 月 日

栗東市商工会長 宛

栗東市プレミアム付商品券 取扱店登録申請書

栗東市プレミアム付商品券取扱店募集要領に同意しましたので、取扱店になることを申請します。また、申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係であることが判明した場合は、この申請に対し行われた取扱店の登録が取消されること、草津警察署に照会されることに同意します。

1. 店舗情報

店 舗 名			
所 在 地	〒 栗東市		
店舗代表者 氏名	電話番号		
	F A X		
業 種 □に✓をして ください	<input type="checkbox"/> ①小売業	<input type="checkbox"/> ②飲食業	<input type="checkbox"/> ③サービス業
	<input type="checkbox"/> ④その他（具体的に： ）		

2. チラシ・ウェブサイト掲載情報（商品券購入者対象チラシ・商工会ウェブサイトに掲載する情報）

チラシ掲載 店 舗 名 (20文字以内)			
チラシ掲載 所 在 地	〒 栗東市		
取扱商品又 はサービス (50文字以内)			

3. 振込金融機関情報（※商品券利用売上金を送金する口座をご記入ください。控えが必要な場合は、あらかじめコピーしてください。）

金融機関名	銀行 信組 信金 農協	支店名	本店 支店 出張所 代理店
預金種別 □に✓をして ください	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 左詰めで記入	
フリガナ 口座名義			

商工会処理欄 (記入しないでください)	<input type="checkbox"/> 受付日（ 月 日） 上記のとおり申請を受付ました（担当者 ㊟）	受付番号
------------------------	---	------

※当申請書を受理後、上記商工会処理欄に必要事項を記入のうえ申請者にFAX送信します

健感発 0718 第 3 号
令和元年 7 月 18 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について

世界保健機関（WHO）は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が北キブ州の州都ゴマにも及んだことを受けて、日本時間 7 月 18 日、この事態が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言しました。

つきましては、平成 30 年 8 月にコンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）でのエボラ出血熱発生を受けて発出した別添 1 「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成 30 年 8 月 2 日付け事務連絡）及び別添 2 「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（令和元年 6 月 18 日付け事務連絡）を再度御確認いただき、エボラ出血熱発生地域であるコンゴ民主共和国及びウガンダ共和国への渡航者に対する注意喚起や貴管内でエボラ出血熱を含む一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への搬送や検体移送に関する手続の確認等について、改めて御協力をお願いします。

また、今回の宣言を受けて、各検疫所に対し、別添 3 「「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」（令和元年 7 月 18 日付け健感発 0718 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0718 第 1 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）を発出し、検疫対応等について通知しましたので、御了知の上、管内の検疫所との連携に遺漏のないようお願いします。

なお、具体的な対応については、平成 29 年にとりまとめた「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」に御留意いただくことを申し添えます。

別添 1：エボラ出血熱に係る注意喚起について（平成 30 年 8 月 2 日付け事務連絡）

別添 2：エボラ出血熱に係る注意喚起について（令和元年 6 月 18 日付け事務連絡）

別添 3：「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について（令和元年 7 月 18 日付け健感発 0718 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0718 第 1 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

参考：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

事務連絡
平成 30 年 8 月 2 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

平成 30 年 8 月 1 日（現地時間）、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国北キブ州（North Kivu 州）においてエボラ出血熱が発生したと発表されましたので、お知らせします。

現在、現地調査のため WHO 等から専門家チームが派遣されています。

発生地域であるコンゴ民主共和国北キブ州から帰国し、疑わしい症状がある場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

各自治体におかれましては、当該地域への渡航者に対して、改めて注意喚起をお願いします。あわせて、貴管内でエボラ出血熱を含めた一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。

対応にあつては、平成 29 年にとりまとめた「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」に留意いただくことを申し添えます。

参考：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

事務連絡
令和元年6月18日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

エボラ出血熱に係る注意喚起について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、別添の「エボラ出血熱に係る注意喚起について」（平成30年8月2日各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡。以下「平成30年8月事務連絡」という。）に基づき、ご対応いただいているところです。

現在、コンゴ民主共和国では、北キブ州とイツリ州の両州において、2,000名を超える患者が発生しており、令和元年6月11日には、世界保健機関（WHO）より、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が隣国のウガンダ共和国でも確認されたと発表されました。

つきましては、平成30年8月事務連絡を再度御確認いただき、引き続き適切に対応いただくとともに、コンゴ民主共和国イツリ州及びウガンダ共和国カセセ県への渡航者に対しても、必要な注意喚起を行っていただくようお願いいたします。

健感発 0718 第 1 号
 薬生食検発 0718 第 1 号
 令和元年 7 月 18 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
 (公 印 省 略)
 医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 企 画 課
 検 疫 所 業 務 管 理 室 長
 (公 印 省 略)

「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
 エボラ出血熱に係る対応について

コンゴ民主共和国とウガンダ共和国におけるエボラ出血熱については、平成 30 年 8 月 2 日付け及び令和元年 6 月 18 日付け各検疫所長宛事務連絡に基づき、ご対応いただいているところです。

世界保健機関 (WHO) は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生が新たに北キブ州の州都ゴマに及んだことを受けて、日本時間 7 月 18 日、この事態が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC)」に該当すると宣言しました。

このことを踏まえて、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国への渡航者及びコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国からの入国者については、下記のとおり対応することとしましたので、その対応に遺漏なきようお願いいたします。

なお、別途、出入国在留管理庁に対し、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国からの渡航者の把握について協力依頼を行っていることを申し添えます。

記

1 出入国者への対応

(1) 注意喚起

検疫所においては、ポスター (別添 1、2) を掲示すること等により、以下の注意喚起を行うこと。

- ・ コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国へ渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、情報提供すること。
- ・ コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在したことがある者に対して、入国の際に、検疫官への自己申告を促すこと。

(2) 船舶に対する検疫

- ① 船舶に対する検疫については、検疫法 (昭和 26 年法律第 201 号) 第 17 条第 2

項に基づき無線検疫を実施するに際し、船舶の長に対して、「エボラ出血熱に関する質問票」（様式1）に必要事項を記入して、検疫所長に提出するよう求めること。

- ② 船舶の長から提出された（様式1）により、到着前21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在したことがある者がいないことが確認された場合には、当該船舶に対する検疫は、他に臨船検疫又は着岸検疫とすべき事由がなければ、通常無線検疫にて対応すること。
- ③ 船舶の長から提出された（様式1）により、到着前21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在したことがある者がいることが確認された場合には、当該船舶に対する検疫は、臨船検疫又は着岸検疫により行うこと。

(3) 航空機に対する検疫

航空機に対する検疫については、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国の国籍を有する者に対して、ポスター（別添3）を掲示し、検疫官による呼びかけを行うこと等により、検疫官に申し出るよう働きかけること。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、エボラ出血熱の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、到着前21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在したことがある乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国の国籍を有する者の取扱い

検疫官は、乗客名簿を確認し、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国の国籍を有する者の有無をあらかじめ確認すること。

また、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国の国籍を有する者に対して、必要に応じて、質問事項用紙（別添4）を用いて、当該者のパスポート等を確認しながら、到着前21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に滞在したかどうかを尋ねた上で、到着前21日以内に当該国に滞在していないことが確認された場合には、「検疫所確認済書」（様式2）を手渡すこと。

4 コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国からの入国者の取扱い

到着前21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、(1)から(3)の対応を行うこと。

(1) 診察等

診察の結果、到着前21日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在し、38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※）を有し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、

吐瀉物、排泄物など)との接触歴(感染予防策の有無を問わない)がある者
イ 到着前 21 日以内にギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

※ 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

また、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国又はウガンダ共和国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1) のア又はイに該当する者については、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求め、健康監視対象者用指示書(様式 3)を手渡し、コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国出国後(接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日) 504 時間(21 日)内において、1 日 2 回(朝・夕)の体温その他の健康状態について報告をを求めるものとする。なお、到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国の北キブ州又はイツリ州、又はウガンダ共和国のカセセ県に渡航又は滞在していたことが確認された場合は、(1) のアに該当するとみなして対応すること。

健康監視に付した者が発生した場合には、直ちに厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室へ連絡を行う(同省健康局結核感染症課へは、同室から連絡)とともに、健康監視発生報告書(様式 4)により報告し、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を連絡するとともに、健康監視発生連絡票(様式 5)により通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機するべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知書(様式 6)により通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者から報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

(3) 健康カード

到着前 21 日以内にコンゴ民主共和国(北キブ州とイツリ州を除く)又はウガンダ

共和国（カセセ県を除く）に渡航又は滞在していたことが確認された者で、（1）のア又はイに該当しない者については、健康カード（様式7）を手渡すこと。

5 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

6 報告

隔離又は停留の措置が必要となる可能性のある者を確認した場合は、直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室から報告）に報告すること。

別添1： 出国用ポスター（コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国へ渡航される方へ）

別添2： 入国用ポスター（コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国から帰国された方は、検疫官にお申し出 ください）

別添3： コンゴ民主共和国又はウガンダ共和国の国籍を有する者用ポスター

別添4： 質問事項用紙

様式1： エボラ出血熱に関する質問票

様式2： 検疫所確認済書

様式3： 健康監視対象者用指示書

様式4： 健康監視発生報告書

様式5： 健康監視発生連絡票

様式6： 通知書

様式7： 健康カード

講演会・研修会等のご案内

第8回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
7月23日(火) 15:00～16:00	第1回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室 近江八幡市出町381	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県医師会	近江八幡市蒲生郡医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
7月26日(金) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会(高島市)	高島市民病院 健診棟3階 大会議室 高島市勝野1667	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
7月26日(金) 14:00～15:00	第2回小児救急医療地域医師研修会(彦根)	彦根市保健・医療複合施設3F 彦根市八坂町1900-4	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 石上 毅 先生	滋賀県医師会	彦根医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
8月25日(日) 9:55～17:30	2019年度地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(TV会議による中継)【予定】	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海	テーマ「診療報酬における地域包括診療加算・地域包括診療料の届出に係る研修」	滋賀県医師会	保険担当	日医師生涯教育制度 CC:4-0.5単位 CC:11-0.5単位 CC:13-0.5単位 CC:29-1単位 CC:73-0.5単位 CC:74-1単位 CC:75-1単位 CC:76-1単位 CC:80-0.5単位
9月24日(火) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
9月26日(木) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会(東近江)	東近江地域医療センター 多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
9月28日(土) 15:30～16:30	第3回小児救急医療地域医師研修会(草津栗東)	草津市立サンサンホール 草津市大路二丁目11-51	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 吉岡 誠一郎 先生	滋賀県医師会	草津栗東医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月24日(木) 14:00～15:00	2019年度死体検案研修会(守山野洲)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
10月24日(木) 14:30～15:30	第4回小児救急医療地域医師研修会(東近江)	東近江地域医療支援センター内多目的室 東近江市中小路町483-4	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県医師会	東近江医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月24日(木) 15:00～16:00	第5回小児救急医療地域医師研修会(湖北)	湖北医師会内 メディカルサポートセンター 長浜市宮司町1181-2	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県医師会	湖北医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月25日(金) 14:30～15:30	第6回小児救急医療地域医師研修会(高島市)	今津サンブリッジホテル 高島市今津町今津1689-2	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 有田 泉 先生	滋賀県医師会	高島市医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
10月26日(土) 16:00～17:00	第7回小児救急医療地域医師研修会(大津市)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員長 西島 節子 先生	滋賀県医師会	大津市医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
11月7日(木) 15:00～16:30	第84回学校保健学校医研修会	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 大津市におの浜1-1-20	演題「がん教育(仮)」 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団 水田 和彦 先生	滋賀県医師会	学校保健担当 会報6月号	日医師生涯教育制度 申請予定
11月27日(水) 14:00～15:00	2019年度死体検案研修会(彦根)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
11月28日(木) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会(大津市)	琵琶湖ホテル 3F 瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
11月30日(土) 16:00～17:00	第8回小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 田中 直人 先生	滋賀県 医師会	甲賀湖南医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
12月19日(木) 14:00～15:00	第9回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲)	すこやかセンター内 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「インフルエンザ～小児におけるけいれんなどの関連疾患～」 滋賀県医師会 小児救急医療対策委員会 委員 松川 誠司 先生	滋賀県 医師会	守山野洲医師会 会報5月号	日医師生涯教育制度 CC:8-1単位
2月6日(木) 14:30～15:30	2019年度死体検案研修会 (甲賀湖南)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位
2月27日(木) 15:00～16:00	2019年度死体検案研修会 (湖北)	湖北医師会 会議室 長浜市宮司町1181-2	テーマ「死亡診断書・死体検案書作成の実際-過去の問題事例に学ぶ-」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 各地域医師会から案内	日医師生涯教育制度 CC:6-1単位

草津栗東医師会・行事予定表

令和元年 8月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	木	第1回栗東市多職種代表者会議	pm3:00~5:00	栗東市役所2F
		山田学区の医療福祉を考える会議	pm2:00~3:30	山田まちづくりセンター
		志津学区の医療福祉を考える会議	pm7:30~21:00	志津まちづくりセンター
		滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会2019年度第2回理事会	pm 4:00~	ライズワイル都賀山2階アゼリア
2	金	第3次栗東市食育推進計画策定会議(第2回)	pm1:30~3:30	なごやかセンター研修室
3	土	囲碁同好会	pm 2:00~	医師会会議室
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金	くさつ在宅医療ネット会議	pm2:00~3:00	医師会会議室
10	土	囲碁同好会	pm 2:00~	医師会会議室
11	日	山の日		
12	月	振替休日		
13	火			
14	水	医師会事務局 夏季休暇		
15	木			
16	金			
17	土			
18	日	ゴルフ同好会		タラオカントリークラブ
19	月			
20	火			
21	水			
22	木			
23	金			
24	土			
25	日	地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会(TV会議による中継)	am9:55~pm5:30	びわ湖プリンスホテルコンベンションホール淡海
26	月	第6回 玉川学区医療福祉を考える会議	pm1:00~3:00	特別養護老人ホーム救の里
27	火			
28	水	第182回草津栗東医師会循環器研究会	pm8:00~9:30	エストピアホテル3F
29	木			
30	金			
31	土	8月例会	pm 3:30~4:45	ホテルポストプラザ草津
		G-Pネット講演会	pm 4:45~6:00	ホテルポストプラザ草津
		情報交換会	pm6:00 ~8:00	ホテルポストプラザ草津

7 月 以 降 行 事 予 定 表

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R1/7/19 (金)	滋賀県医師会医師賠償責任保険事例共有会	2:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	★
R1/7/20 (土)	近畿救急医学研究会 幹事会	10:40 AM (~11:40 AM)	大阪国際交流センター 大阪市天王寺区上本町8-2-6	関連団体	★
R1/7/20 (土)	第1回近医連保険担当理事連絡協議会	3:30 PM (~)	ホテルグランヴィア和歌山	近医連	
R1/7/23 (火)	滋賀県災害時要配慮者ネットワーク会議令和元年度第1回全体会議	1:30 PM (~ 4:30 PM)	県立長寿社会福祉センター 草津市笠山7-8-138	関連団体	★
R1/7/23 (火)	第1回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R1/7/23 (火)	滋賀県医師会剖検・Aiシステム運営委員会	3:00 PM (~)	応接室	県医師会	
R1/7/23 (火)	第1回滋賀県地域医療対策協議会	5:30 PM (~ 7:30 PM)	県大津合同庁舎 7階 7-B会議室	県	
R1/7/24 (水)	滋賀県DV問題対策会議	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県大津合同庁舎3-A会議室	県	★
R1/7/24 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/7/25 (木)	マスギャザリング災害(CBRNE テロ含む)対策セミナー(令和元年度 都道府県医師会救急災害医療担)	1:30 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会館 小講堂・ホール	日医	
R1/7/25 (木)	近畿学校保健連絡協議会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	兵庫県民会館けんみんホール	その他	★
R1/7/25 (木)	中絶審査	1:30 PM (~ 2:30 PM)	応接室	県医師会	★
R1/7/25 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R1/7/25 (木)	個別指導(診療所/一般) 01年度診療所6 7月②	2:00 PM (~ 4:30 PM)	米原市米原公民館 3A研修室、団体 研修室(米原市下多良三丁目3番	国、県	
R1/7/26 (金)	第2回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設3F	県医師会	
R1/7/26 (金)	恩賜財団滋賀県済生会支部理事会	2:00 PM (~)	済生会滋賀県病院 5階なでしこ ホール	その他	★
R1/7/26 (金)	第4回「健康しが」共創会議	2:00 PM (~ 4:30 PM)	クサツエストピアホテル	県	★
R1/7/26 (金)	令和元年度 死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	高島市民病院 健診棟3階 大会議 室	県医師会	
R1/7/27 (土)	平成31年度第1回認知症サポート医養成研修(1日 目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	ベルサール渋谷ファースト2階 東京都渋谷区東1-2-20 住友不動	国	★
R1/7/27 (土)	第15回男女共同参画フォーラム	1:30 PM (~ 5:25 PM)	仙台勝山館	日医	
R1/7/28 (日)	平成31年度第1回認知症サポート医養成研修(2日 目)	9:00 AM (~11:45 AM)	ベルサール渋谷ファースト2階 東京都渋谷区東1-2-20 住友不動	国	★
R1/7/29 (月)	内外情勢調査会7月滋賀支部懇談会	12:00 PM (~ 2:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベン ションホール淡海	その他	★
R1/7/30 (火)	滋賀県有床診療所協議会 三役会 監査 役員会 総会	2:30 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	その他	★
R1/7/31 (水)	学校保健総合支援事業にかかる地域学校保健サ ポート事業(アレルギー専門医)	1:00 PM (~ 3:00 PM)	東近江市教育委員会	県	★
R1/8/1 (木)	子宮頸がん検診事業打ち合わせ (子宮頸がん検診集合契約における課題検討会)	1:00 PM (~ 2:00 PM)	応接室	県医師会	★
R1/8/1 (木)	医療安全・医の倫理資質向上に係る研修会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/8/1 (木)	特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネット ワーク協議会理事会・総会	3:15 PM (~ 5:00 PM)	ライズヴィル都賀山 2階アゼリア	その他	★

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事

・ 8 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R1/8/1(木)	松島顧問弁護士との懇談	6:30 PM (~)	木乃婦(京都市新町通仏光寺下ル 岩戸山町416)	県医師会	★
R1/8/2(金)	日医公衆衛生委員会(第4回)	3:00 PM (~)	日本医師会506会議室	日医	
R1/8/3(土)	第46回甲賀湖南学校保健協議会総会・講演会	1:30 PM (~ 3:45 PM)	湖南市立市民交流センター・サンヒ ルズ甲西	関連団体	★
R1/8/3(土)	第2回近医連常任委員会	3:30 PM (~)	リーガロイヤルホテル京都	近医連	
R1/8/3(土)	平成30年度関西医師会連合常任委員会	4:30 PM (~)	リーガロイヤルホテル京都	関医連	★
R1/8/4(日)	第51回滋賀県国保地域医療学会	9:30 AM (~)	琵琶湖ホテル	関連団体	★
R1/8/6(火)	第5回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/8/6(火)	第1回肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	6:30 PM (~)	滋賀医科大学 管理棟 3階大会議室	その他	★
R1/8/7(水)	滋賀県看護協会訪問看護支援センター第1回運営 委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県看護研修センター	関連団体	★
R1/8/7(水)	第10回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/8/8(木)	医療福祉・在宅看取りの地域創造会議幹事会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	県大津合同庁舎6B	県	★
R1/8/13(火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R1/8/20(火)	第5回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	
R1/8/22(木)	第37回滋賀県三師会学校保健担当者協議会	5:00 PM (~)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖	県三師会	
R1/8/24(土)	女性医師懇談会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津びわ湖 12階 スカーレットルーム	医療会	
R1/8/25(日)	地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかり つけ医研修会(TV会議による中継)	9:55 AM (~ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンペ ンションホール淡海	日医	
R1/8/25(日)	令和元年度 医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 総会、研修会	2:00 PM (~ 5:15 PM)	ピアザ淡海 大会議室	県	
R1/8/27(火)	自浄作用活性化委員会・診療情報開示苦情処理委 員会	3:00 PM (~)	応接室	県医師会	★
R1/8/27(火)	第1回滋賀県がん診療連携協議会	4:00 PM (~ 5:30 PM)	クサツエストピアホテル	県	
R1/8/28(水)	第11回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/8/29(木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R1/8/29(木)	滋賀県ナースセンター事業運営委員会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県看護研修センター	関連団体	★
R1/8/30(金)	第2回滋賀県医療審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁	県	★
R1/8/31(土)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 204	県医師会	
R1/8/31(土)	平成31年度第2回認知症サポート医養成研修(1日 目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	南近代ビル2階 福岡県福岡市博多区博多駅南4-2	国	★
R1/8/31(土)	平成31年度近畿・北陸6県医師会長会議	6:00 PM (~)	つる由/奈良市	関連団体	
R1/9/1(日)	平成31年度滋賀県総合防災訓練	7:00 AM (~12:00 PM)	高島市市有地(高島市今津町今津 字南沼地先)	県	

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事

9 月 以 降 行 事 予 定 表

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R1/9/1(日)	令和元年度滋賀県総合防災訓練における検視・検案および遺族対策対応訓練	8:30 AM (~11:00 AM)	高島市今津町今津字南沼地先	県	★
R1/9/1(日)	平成31年度第2回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	南近代ビル2階 福岡県福岡市博多区博多駅南4-2	国	★
R1/9/1(日)	産業医基礎研修会(前期研修)<1日目>(近畿医師会連合・大阪府医師会共催)	9:30 AM (~5:15 PM)	大阪府医師会館2Fホール 大阪市天王寺区上本町2-1-22	近医連	
R1/9/5(木)	平成30年度 麻しん風しん対策会議	3:00 PM (~5:00 PM)	県庁北新館3F会議室 多目的室3	県	★
R1/9/5(木)	第6回広報委員会	5:00 PM (~6:00 PM)	ホテル ポストプラザ草津	県医師会	★
R1/9/6(金)	日医公衆衛生委員会(第5回)	3:00 PM (~)	日本医師会503会議室	日医	
R1/9/7(土)	第69回全国医師会医療秘書学院連絡協議会定例総会	2:50 PM (~8:00 PM)	ホテルグランヴィア岡山	日医	
R1/9/8(日)	近医連定時委員総会(第3回常任委員会、分科会、委員総会)	10:30 AM (~)	ホテルグランヴィア和歌山	近医連	
R1/9/10(火)	第6回広報委員会 → 9/5に変更	2:30 PM (~3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/9/10(火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R1/9/11(水)	第12回理事会	2:30 PM (~4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/9/14(土)	森 洋一先生旭日小綬章受章祝賀会	6:00 PM (~)	ホテルグランヴィア京都 3階源氏の間	その他	★
R1/9/15(日)	認知症相談医養成研修	9:45 AM (~3:15 PM)	草津市立市民交流プラザ 大会議室	県	★
R1/9/17(火)	第6回日本医師会理事会	1:30 PM (~)	日本医師会	日医	
R1/9/17(火)	第2回都道府県医師会長協議会	3:00 PM (~5:00 PM)	日本医師会	日医	
R1/9/18(水)	第3回地域職域医師会保険担当役員協議会	2:00 PM (~4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R1/9/19(木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/9/19(木)	第1回医療事故調査支援委員会	4:00 PM (~5:00 PM)	応接室	県医師会	
R1/9/20(金)	がん患者就労支援専門部会・滋賀県長期療養者支援担当者連絡会議・滋賀県両立支援チーム合同会	3:00 PM (~)	滋賀労働総合庁舎6階共用会議室	関連団体	★
R1/9/24(火)	令和元年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	3:00 PM (~4:00 PM)	竜王町公民館	県医師会	
R1/9/25(水)	都道府県医師会小児在宅ケア担当理事連絡協議会	2:00 PM (~4:30 PM)	日本医師会小講堂	日医	
R1/9/25(水)	第13回理事会	2:30 PM (~4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/9/26(木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R1/9/26(木)	令和元年度 死体検案研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~3:30 PM)	東近江地域医療センター 多目的室	県医師会	
R1/9/28(土)	令和元年度通常総会および第34回滋賀県小児保健学会	9:45 AM (~4:00 PM)	滋賀医科大学臨床講義棟2階 臨床講義室3	関連団体	★
R1/9/28(土)	平成31年度第3回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~7:00 PM)	名古屋コンベンションホール3階 愛知県名古屋市千代田区平池町4-60	国	★
R1/9/28(土)	第3回小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)	3:30 PM (~4:30 PM)	草津市立サンサンホール3F	県医師会	

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	概要
R1/9/29(日)	平成31年度第3回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	名古屋コンベンションホール3階 愛知県名古屋市中村区平池町4-60	国	★
R1/10/3(木)	令和元年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (~3:00 PM)	キャンパスプラザ京都2階第一会議室	その他	★
R1/10/5(土)	平成31年度第4回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~7:00 PM)	ACU-A(アスティ45)16階 札幌市中央区北4条西5丁目アス	国	★
R1/10/5(土)	第3回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
R1/10/6(日)	平成31年度第4回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~11:45 AM)	ACU-A(アスティ45)16階 札幌市中央区北4条西5丁目アス	国	★
R1/10/6(日)	産業医基礎研修会(前期研修)<2日目>(近畿医師会連合・大阪府医師会共催)	9:30 AM (~5:15 PM)	大阪府医師会館2Fホール 大阪市天王寺区上本町2-1-22	近医連	
R1/10/6(日)	第37回滋賀県医師会健勝の集い	11:00 AM (~2:00 PM)	ホテルポストプラザ草津 サウスウイング6階 ケネディルーム	県医師会	
R1/10/8(火)	第7回広報委員会	2:30 PM (~3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/10/8(火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R1/10/9(水)	第14回理事会	2:30 PM (~4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/10/9(水)	勤務医活動検討会	4:00 PM (~5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R1/10/10(木)	(予定)第5回滋賀県医療事故調査等支援団体連絡協議会	2:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	
R1/10/11(金)	第4回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R1/10/12(土)	日本医師会女性医師支援センター事業近畿ブロック会議	3:00 PM (~)	ホテルアパローム紀の国	日医	
R1/10/15(火)	第7回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	★
R1/10/17(木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/10/19(土)	第3回スキルアップ研修会	2:30 PM (~5:30 PM)	ニプロiMEP 3Fニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	
R1/10/19(土)	日本柔道整復師会第44回近畿学術大会滋賀大会開会式、夕食会	6:00 PM (~)	ピアザ淡海	関連団体	★
R1/10/20(日)	第4回スキルアップ研修会、第2回リフレッシュ研修会	9:30 AM (~4:30 PM)	ニプロiMEP 3Fニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	
R1/10/23(水)	第15回理事会	2:30 PM (~4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/10/24(木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R1/10/24(木)	令和元年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R1/10/24(木)	第4回小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)	2:30 PM (~3:30 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R1/10/24(木)	第5回小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)	3:00 PM (~4:00 PM)	湖北医師会内メディカルサポートセンター	県医師会	
R1/10/24(木)	滋賀医科大学における講義/3年生	4:20 PM (~5:50 PM)	滋賀医科大学臨床講義棟 臨床講義室	県医師会	★
R1/10/25(金)	第6回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (~3:30 PM)	今津サンブリッジホテル	県医師会	
R1/10/26(土)	平成31年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	(~)	ホテルメトロポリタン山形	日医	

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事

・ 10 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R1/10/26 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会(日は決定、時間は予定)	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R1/10/26 (土)	第7回小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	琵琶湖ホテル2Fローズ	県医師会	
R1/10/27 (日)	医学生・研修医等をサポートするための会	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀医科大学 基礎講義実習棟 2階 A講義室	県医師会	★
R1/10/31 (木)	医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R1/10/31 (木)	認知症サポート医・相談医フォローアップ研修	2:00 PM (~ 4:00 PM)	大津市合同庁舎 7-C会議室	県	★
R1/11/2 (土)	第36回滋賀医学会総会(11/16から日程変更)	(~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海(2スパン)	県医師会	
R1/11/6 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R1/11/7 (木)	県立学校医と学校保健安全研究部会との合同懇談会、第84回学校保健学校医研修会	1:30 PM (~ 4:30 PM)	ピアザ淡海	県医師会	
R1/11/8 (金)	第8回応報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/11/12 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R1/11/14 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/11/15 (金)	第5回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R1/11/19 (火)	第8回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	★
R1/11/21 (木)	全国学校保健・安全研究大会1日目(予定)	1:00 PM (~ 4:00 PM)	埼玉県さいたま市 ソニックシティ	国	
R1/11/21 (木)	第17回理事会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海 1階石楠花	県医師会	
R1/11/22 (金)	全国学校保健・安全研究大会2日目(予定)	9:30 AM (~ 4:00 PM)	埼玉県さいたま市 ソニックシティ	国	
R1/11/23 (土)	第50回全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (~ 8:00 PM)	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5	日医	
R1/11/27 (水)	令和元年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター	県医師会	
R1/11/28 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R1/11/28 (木)	令和元年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階瑠璃	県医師会	
R1/11/30 (土)	スポーツ医再研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医会共催)(予定)	(~)	ピアザ淡海	県医師会	★
R1/11/30 (土)	第8回滋賀県女性医師交流会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ロイヤルオークホテル 1階 ライラック	関連団体	★
R1/11/30 (土)	近医連医療安全担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	★
R1/11/30 (土)	第8回小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R1/12/1 (日)	日医認定産業医 第1回基本研修会(基礎前期)	9:30 AM (~ 5:30 PM)	ライズヴィル都賀山 アゼリア	県医師会	★
R1/12/6 (金)	日医公衆衛生委員会(第6回)	3:00 PM (~)	日本医師会503会議室	日医	
R1/12/7 (土)	第11回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (~ 6:45 PM)	滋賀県済生会看護専門学校	県医師会	

・ 12 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R1/12/7 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:45 PM (~)	ダイワロイネットホテル和歌山	近医連	
R1/12/7 (土)	第6回近医連常任委員会	3:45 PM (~)	ダイワロイネットホテル和歌山	近医連	
R1/12/7 (土)	近医連常任委員・保険担当理事合同懇談会(予定)	4:45 PM (~)	ダイワロイネットホテル和歌山	近医連	
R1/12/8 (日)	第11回JATEC滋賀コース(2日目)(予定)	7:50 AM (~ 5:00 PM)	滋賀県済生会看護専門学校	県医師会	
R1/12/10 (火)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R1/12/10 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R1/12/12 (木)	人獣共通感染症研修会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	コラボしが 中会議室	県医師会	★
R1/12/14 (土)	都道府県災害医療コーディネート研修(1日目)	9:00 AM (~ 6:10 PM)	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 東京都立川市緑町3256	日医	
R1/12/14 (土)	平成31年度第5回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	大阪国際会議場(グランキューブ大阪)大阪府大阪市北区中之島5丁目	国	★
R1/12/15 (日)	平成31年度第5回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~ 11:45 AM)	大阪国際会議場(グランキューブ大阪)大阪府大阪市北区中之島5丁目	国	★
R1/12/15 (日)	都道府県災害医療コーディネート研修(2日目)	9:30 AM (~ 4:15 PM)	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 東京都立川市緑町3256	日医	
R1/12/17 (火)	第9回日本医師会理事会	2:00 PM (~)	日本医師会	日医	★
R1/12/19 (木)	第9回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	すこやかセンター内	県医師会	
R1/12/19 (木)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「グリーン」	県医師会	
R1/12/26 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R2/ 1/ 8 (水)	第10回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 1/ 9 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R2/ 1/14 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R2/ 1/16 (木)	学校保健総合支援事業にかかる地域学校保健サポート事業(参加・婦人科専門医)	3:00 PM (~)	大津市打出	県	★
R2/ 1/18 (土)	第51回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ホテルグランヴィア和歌山	近医連	
R2/ 1/19 (日)	日医認定産業医 第1回基本研修会(基礎前期)(予定・調整中)	9:30 AM (~ 5:30 PM)	ライズヴィル都賀山 アゼリア	県医師会	★
R2/ 1/22 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 1/23 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R2/ 1/25 (土)	平成31年度第6回認知症サポート医養成研修(1日目)	1:00 PM (~ 7:00 PM)	CIRQ(シルク)新宿8階 東京都新宿区新宿3-33-1 IDC O	国	★
R2/ 1/26 (日)	平成31年度第6回認知症サポート医養成研修(2日目)	9:00 AM (~ 11:45 AM)	CIRQ(シルク)新宿8階 東京都新宿区新宿3-33-1 IDC O	国	★
R2/ 2/ 1 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
R2/ 2/ 5 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事

・ 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/ 2/ 6 (木)	令和元年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R2/ 2/ 7 (金)	第11回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 2/11 (火)	第10回MIMMSプロバイダー1日コース	9:00 AM (~ 5:20 PM)	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター(大津市におの浜1-1-20)	県医師会	
R2/ 2/12 (水)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R2/ 2/14 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R2/ 2/15 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル タワーウエスト	近医連	★
R2/ 2/20 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 2/23 (日)	第68回近畿医師会連合学校医研究協議会総会・第2回理事会(日は決定、時間は予定)	10:30 AM (~ 3:10 PM)	ホテルアパローム紀の国	近医連	
R2/ 2/26 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 2/27 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R2/ 2/27 (木)	第85回学校保健学校医研修会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	ライズヴィル都賀山 ロータス	県医師会	
R2/ 2/27 (木)	令和元年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:00 PM (~)	湖北医師会	県医師会	
R2/ 2/29 (土)	マネジメント研修会(会員組織率向上委員会)	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海	県医師会	★
R2/ 3/ 6 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R2/ 3/ 6 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R2/ 3/10 (火)	第12回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 3/10 (火)	社保支払基金幹事会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R2/ 3/11 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 3/14 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	★
R2/ 3/19 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R2/ 3/24 (火)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	クサツエストピアホテル	県	
R2/ 3/25 (水)	第23回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R2/ 3/26 (木)	近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (~)	近畿厚生局滋賀事務所 会議室	国	
R2/ 4/ 4 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
R2/ 4/10 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R2/ 5/ 8 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R2/ 5/29 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事

・ 5 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和元年7月17日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R2/ 5/29 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R2/ 6/ 6 (土)	第7回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
R2/ 6/26 (金)	第12回近医連常任委員会	5:00 PM (~)	山の上ホテル	近医連	
R2/ 7/11 (土)	WATCH in Shiga 2020(仮押さえ)	2:10 PM (~ 8:00 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	県医師会	

※ ★印は令和元年5月16日以降に追加した行事